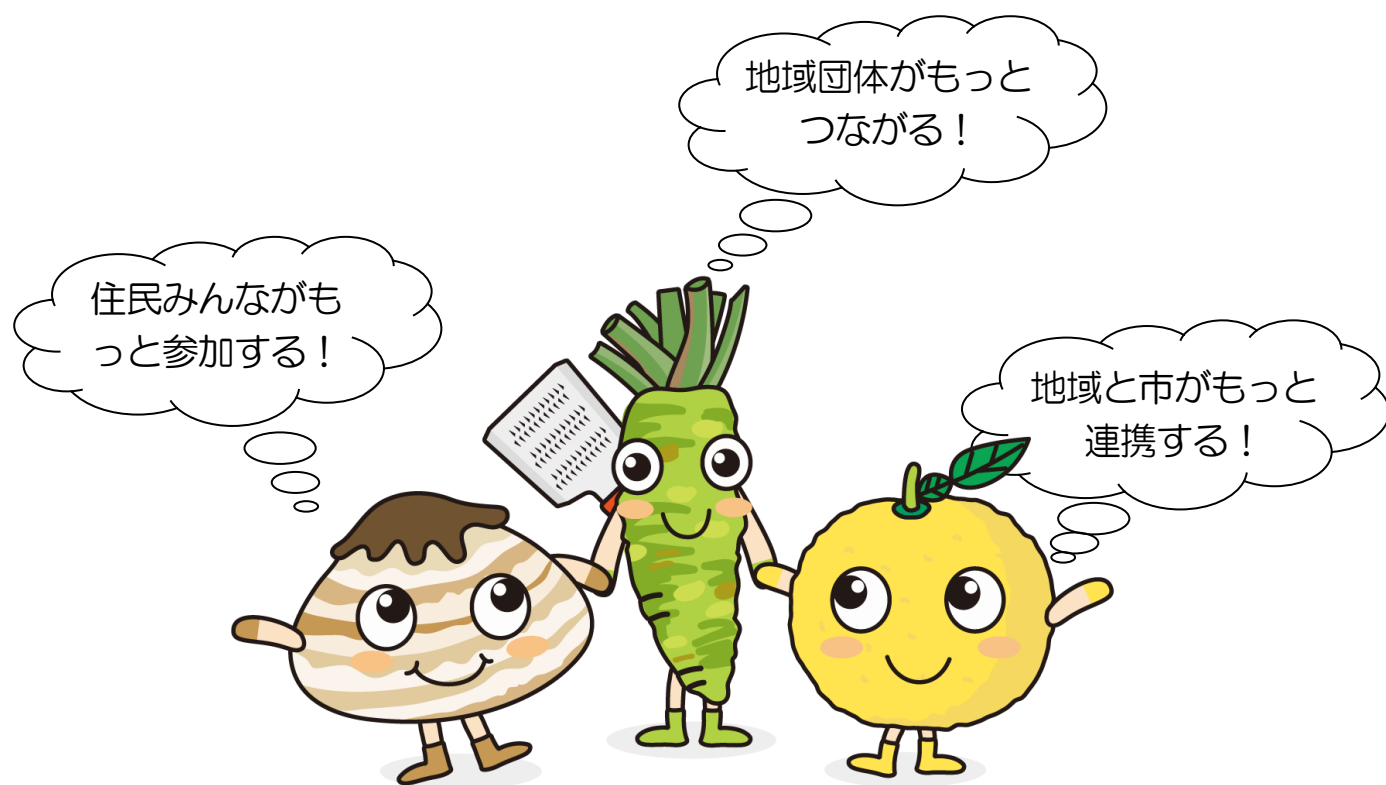


これからの地域自治の仕組み

—地域自治組織ガイドブック—



島根県益田市

(平成 29 年 6 月改訂)

も く じ

I	はじめに	1
II	新しいまちづくりの姿	3
	(1) 地域の現状と行政の関わり	3
	(2) これからの地域自治の取組	4
	(3) 地域自治のこれまでとこれから	5
III	地域自治組織	7
	(1) 地域自治組織とは	7
	(2) 地域自治組織の効果	8
	(3) 地域自治組織の役割	9
	(4) 地域自治組織の要件	9
	(5) 益田市における地域自治組織	10
IV	地域自治組織設立の手順	11
	(1) 地区の取組と市の支援	11
	(2) 設立に向けた地区の取組	13
	Step 1	13
	Step 2	15
	Step 3	17
	Step 4	20
V	市の支援	22
	(1) 地域自治組織の認定	22
	(2) 認定要件	22
	(3) 市の支援	23
	(4) 交付の流れ	26
	(5) 今後の取組	27
	資料編	28
	Q & A	46

I はじめに ～安心できる地域の未来を自ら築く「地域自治組織」～

今、全国で、都市から農山村へ向かう「田園回帰」の動きが始まっています。

平成 26 年 6 月に内閣府が行った「農山漁村に関する世論調査」※により、都市部に住む人の 31.6%が“農山漁村に定住してみたい”と考えているということがわかりました。これは、平成 17 年に行った同調査に比べ約 1.5 倍となっており、さらに、全世代で定住希望者が増えている中、特に 20 代男性の定住希望が多くなっていることがわかります。

また、地域おこし協力隊員も、平成 21 年の 89 人から平成 25 年には 978 人となり、年々増加しています。地域おこし協力隊員を所管する総務省では、協力隊員を求める地方自治体と協力隊員を希望する都市部の若者の増加に応えるため、平成 28 年には現在の 3 倍となる 3,000 人の協力隊員を全国に配置し、活躍を期待することとしています。

これらの動向は若者を中心とした都市部の人たちの田舎暮らし志向の高まり、「田園回帰」によるものであります。この動きは本市においても実際に起こり始めており、本市の 2009 年と 2014 年の人口推計（4 月末現在の住民票データ）によると、吉田地区以外の全ての地区で人口減少となっていますが、子どもの人口推計をクローズアップしてみると、増加に転じた地区もあります。これは決して、人口の多い地区だけが増加しているわけではなく、4 歳以下、小学生、中学生別の人口推計によると、全ての区分で人口が増加した地区は、高齢化率が最も高い匹見下地区（63.9%）と人口が最も少ない道川地区（150 人）でした。

急激な人口減少、少子高齢化の進展は、集落機能の低下につながり、最終的には集落自体の消滅にまでつながっていきます。生まれ育った地域でこれからも安心して生活し続けていくためには、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを進めていかなければなりません。

本市は、この人口減少に歯止めをかけるべく、市の最重要施策として『人口拡大計画』を平成 26 年 2 月に策定し、「子育て世代に手厚く！」「U I ターン大歓迎！」「中山間地域を元気に！」の 3 つの切り口で力を入れています。



人口拡大を図るためには、雇用施策や住宅支援、子育て対策など行政が取り組むべき課題や施策はたくさんあります。起業支援や企業誘致による働く場所の確保、若者が安心して子どもを生み、育てられる環境の整備、インフラの充実など行政が果たすべき役割は非常に重要なものです。しかし、都市部に住む田舎暮らし希望者は、自分が暮らす場所を行政の施策だけで決めているわけではありません。地域に元気があり、住民の皆さんがいきいきと活躍していることで、その地域に魅力を感じ、自らの定住場所として決めています。

また、定住の受け皿となるのは地域です。地域がしっかり定住者を受け入れる体制をつくり、帰ってきた人、初めて来た人がその地域に馴染み、住んで良かったと思えるような地域になる必要があります。地域をあげて定住者を迎え入れる取組、地域を元気で魅力あふれるまちにする取組が持続可能な地域の未来を描くことにつながるようになるのです。行政と地域が一体となって人口拡大に取り組んでこそ、持続可能な地域の未来が描けるものと確信しています。

私たちが生まれ育った故郷で住み続けるため、そして、子や孫たちも住み続けることが出来るように、あるいはここ益田に住みたいという仲間が増えていくように、今こそ私たち一人ひとりが魅力ある地域づくりを主体的に進めなければなりません。

安心できる持続可能な地域の未来を、自分たちで考え、築いていく新たな仕組みとして、これからの新しい地域自治の仕組み＝「地域自治組織」を進めていかなければなりません。

※農山漁村に関する世論調査（内閣府）

平成 26 年 6 月、全国 20 歳以上の 3,000 人を対象に個別面談方式により実施。有効回収数 1,880 人（62.7%）。自らの居住地域について「都市地域」、「どちらかという都市地域」に住んでいると答えた 1,147 人に農山漁村地域に定住してみたいという願望があるか調査。「ある」とする者の割合が 31.6%（「ある」8.8%＋「どちらかというところある」22.8%）、「ない」とする者の割合が 65.2%（「どちらかというところない」29.6%＋「ない」35.7%）となった。前回（平成 17 年 11 月）の調査結果との比較については右図のとおり。

男女別による前回調査との比較（％）

		男女別による前回調査との比較（％）	
		H17	H26
男性	20 代	34.6	47.4
	30 代	17.1	34.8
	40 代	18.3	39.0
	50 代	38.2	40.7
	60 代	25.0	37.8
	70 以上	18.8	28.3
女性	20 代	25.5	29.7
	30 代	16.9	31.0
	40 代	14.1	31.2
	50 代	20.7	27.0
	60 代	14.6	28.8
	70 以上	9.5	17.3

Ⅱ 新しいまちづくりの姿

(1) 地域の現状と行政の関わり

地域社会は、個人、家族、グループ、団体、行政など多くの主体が支え合い、つながりを持ちながら共同体である「地域コミュニティ」を形成してきました。この最も小さな単位が「集落（自治会）」であり、集落ごとに歴史、伝統を活かした様々な独自の地域活動を進めてきました。

しかしながら、中山間地域を中心に今、人口減少や少子高齢化の進展により、集落の小規模化、高齢化が進み、伝統行事や冠婚葬祭、環境保全などの共同作業が困難となるなど、集落機能の低下が進みつつあり、ひいては集落の存続自体が危ぶまれる事態にまで発展しつつあります。

また、市街地では、核家族化や価値観の多様化などにより共同体意識、いわゆる“地縁”に対する意識が低下し、連帯感が薄れ、集落活動参加者の減少や自治会未加入者の増加などにより、同じく集落機能が低下してきています。

一方で、生活様式の変化や住民ニーズの多様化、住民のまちづくりへの参画意識の高まりなどから、従来の地縁組織だけでなく、新たな市民活動の形としてNPO法人や趣味を通じた市民団体などが増えてきています。これらの団体は、社会情勢の大きな変化に的確に対応するための協働の担い手として、大きな期待を受けています。

また、これまでの地域と行政の係わりは、自治会や福祉、子育て、教育、環境、防災など分野・部局ごとでつながっていました。専門性を活かした仕組みですが、いわゆる“タテワリ”に伴う弊害もあり、住民組織の乱立による役員の増加や行政の手伝いによる疲弊、やらされ感の増大など課題も多くあります。



(2) これからの地域自治の取組

集落機能の低下による地域コミュニティの行き詰まりは、これからますます進んでいくことが予想されています。これは今のところ問題なく活動が維持されている集落であっても例外ではありません。地域が抱える課題を解決し、地域コミュニティを維持していくためにも、従来の地縁による住民同士の結びつきに加え、地域の活動を支える市民団体との連携や世代、性別、立場を超えて話し合いや決めごとを行う仕組みをつくることが大切です。また、同時に現在抱えている担い手不足、活動者不足を補うためにも、集落機能を広域で支え合う体制づくりも必要となります。そして、市も部局を横断して地域と対話ができるような体制を構築し、一体的に地域を支えることが必要となります。

行政からの押し付けではなく、住民一人ひとりが自ら住む地域を良くしようと考え、参加し、支え合う仕組み。住民、団体、市がお互いに尊重し合い、その活動を支える協働の仕組みが、これからの地域自治の目指すべき姿であり、このことにより地域の活性化を図り、各地の人口拡大・次世代定住の土台作りを構築して行きます。

みんなで参加し、みんなで支え、みんなで育む地域づくり

住民みんながもっと参加する！

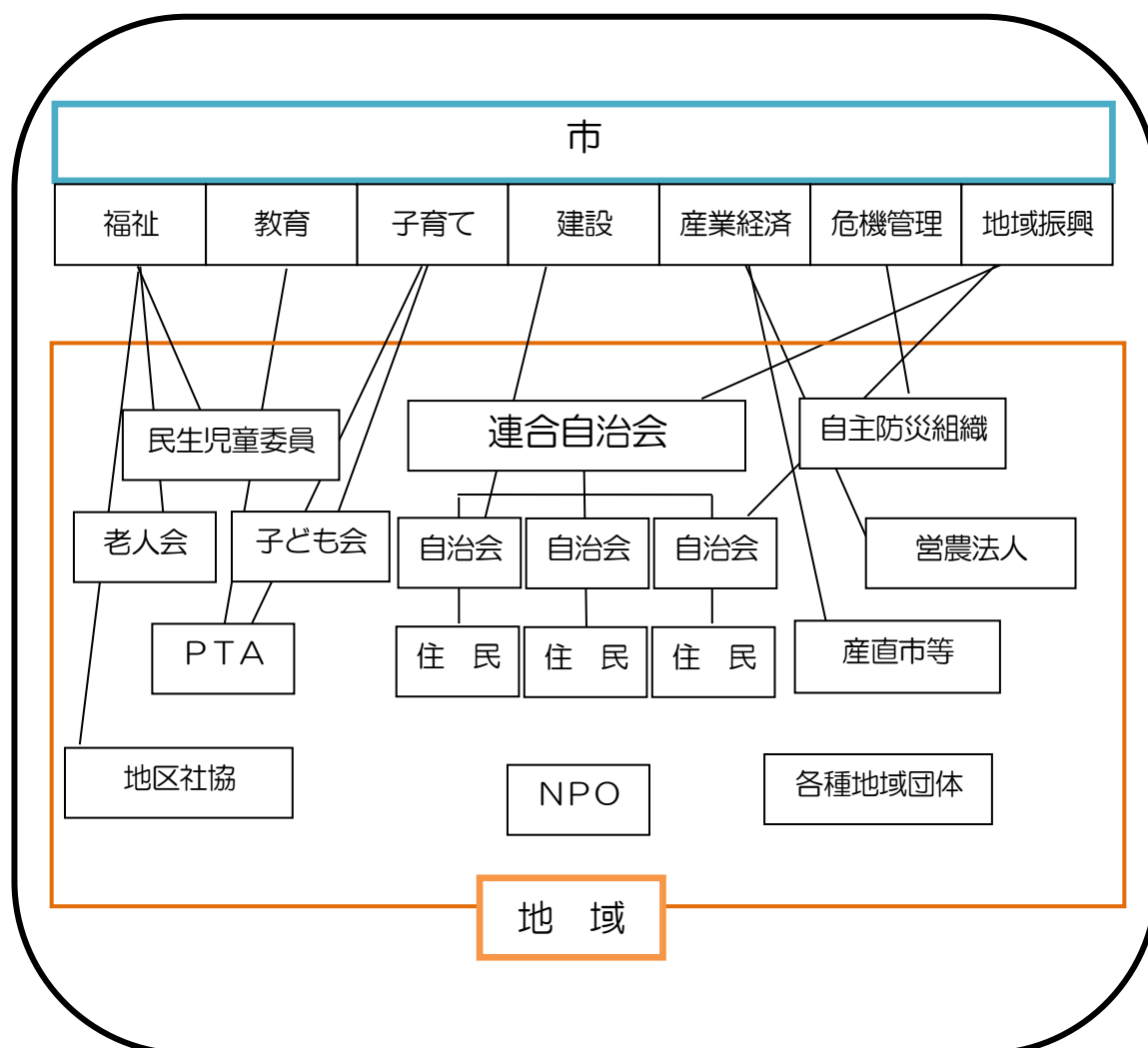
地域団体がもっとつながる！

地域と市がもっと連携する！



(3) 地域自治のこれまでとこれから ～イメージ図

＜これまでの地域と市の関係＞

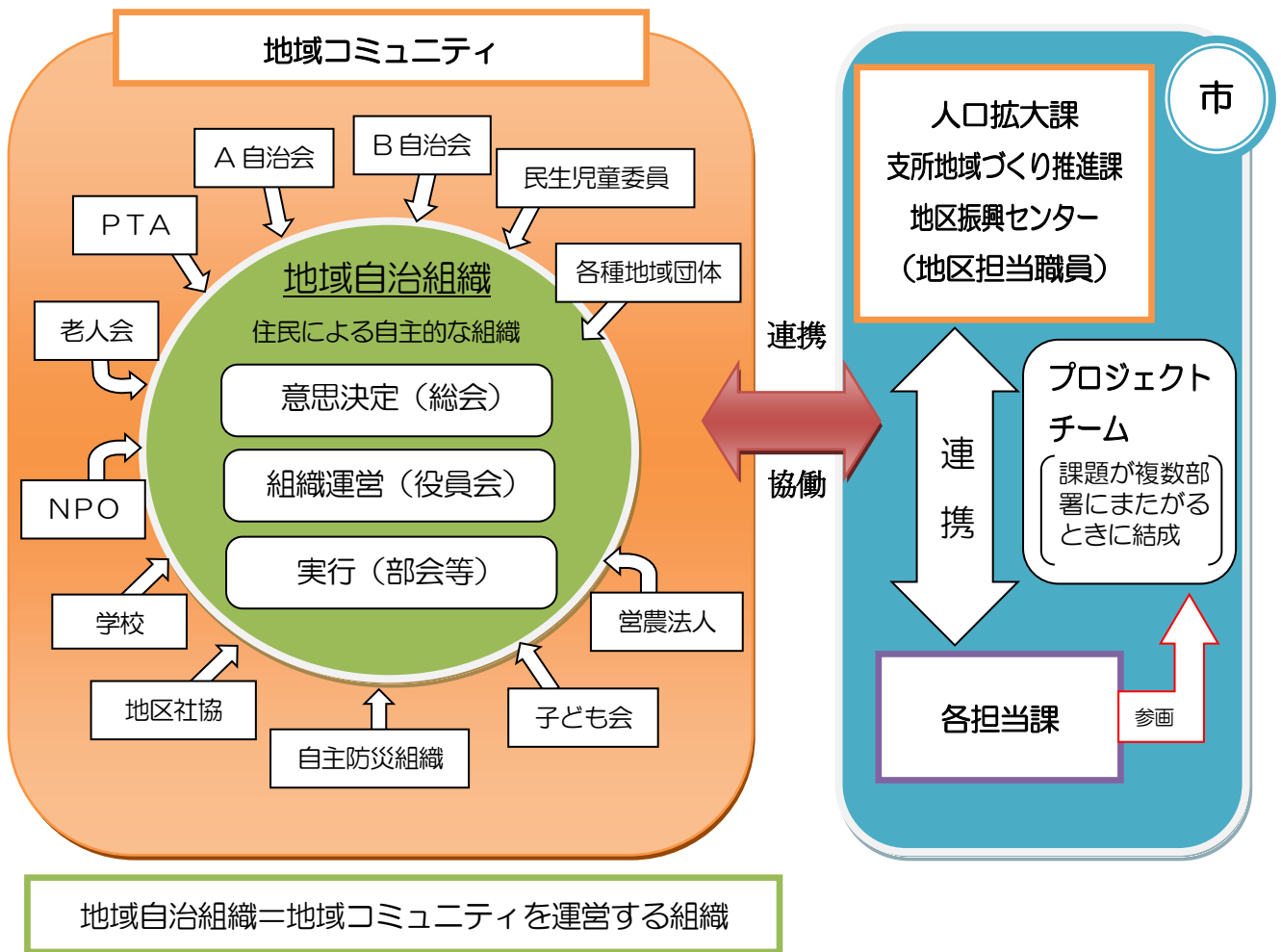


※それぞれの団体はつながりが薄く、独自に活動し、そこに参加する住民もその都度その団体の顔で活動してきました。

※行政は部局ごとに事業を推進し、団体ごとに個別に接するとともに、それぞれに組織化や役員体制をもとめてきました。

※行政からのお願いや委託、補助という形の中で行政の取組を地域にお願いし、画一的に進めてきました。

＜これからの地域自治の仕組み＞



人口拡大・次世代定住の土台

※低下した集落機能を複数の集落がお互いに支え合うことにより、地域活動の維持、ひいては集落の維持にも繋がります。

※様々な団体がつながって取り組むことにより、世代、性別、立場や主張を超えた組織となり、活動の幅が広がるとともに、後継者育成にも繋がります。

※市が部局を超えて一体となって地域に対することにより、地域内の組織のスリム化や役員の減少につながるとともに、地域課題に対し、事業や制度を整理し的確に対応出来るようになります。

Ⅲ 地域自治組織

(1) 地域自治組織とは

地域の課題を最も知っているのはその地域で暮らす住民や活動する団体です。また、どういった地域にしていきたいかを一番描けるのもその地域で暮らす住民や活動する団体です。

『地域自治組織』とは、その地域のことを一番理解し、考えている住民や団体が自らの地域を住みよいものとするために、自主的、主体的に取り組む組織であり、自分たちのことは自分たちで決め、動かしていく、まさに**地域住民が主役となった地域づくりの形**です。

また、地域自治組織を運営する上では、次のことに注意する必要があります。

①自主性を尊重し、対等な立場で取り組もう！

住民全員が地域コミュニティの一員であり、一人ひとりが平等であることを意識し、誰かの命令や指示ではなく、それぞれが考えて行動することが大切です。

②民主的な組織運営を進めよう！

一人ひとりが同じ権利と義務を有しています。地域の決めごとはみんなに知らせて、みんなで決めたルールに基づき取り組むことが大切です。

③地域ごとの歴史、文化を尊重しよう！

地域ごとに歴史、文化があり、暮らしの営みも違ってきます。画一的な取り組みではなく、今の地域にあるたくさんの財産を守り、活かしていくことが大切です。

④お互いの活動を補完しあって取り組もう！

集落や団体ごとに互いに強み、弱みを補完し合いながら活動を進めていくことが大切です。また、地域でできることと、できないことを話し合い、地域でできないことは全市的な取組を進めていきます。

⑤情報を共有し、みんなで参画、協働を進めよう！

住民みんなが情報をきちんと共有し、共通理解の中で決めごとや活動を進めることが大切です。

(2) 地域自治組織の効果

①地域の総意を反映した新たな仕組みづくり

様々な立場の意見を集約することにより、地域の総意をまちづくりに活かすことができるようになるとともに、活動の担い手不足の解消、持続可能な地域づくりに向けた後継者の育成が期待されます。

②地域の将来像の共有とその実現に向けた新たな地域活動の構築

住民や団体が地域の将来像を共有することにより、1つの方向を向いて総力を結集することが可能となるとともに、能力・個性・意向等に応じて、様々な地域活動に参加・交流することができるようになります。こうした参加・交流を通じて、新たな地域活動を創出し、自立的な課題対応能力を確保することが期待されます。

③地域の総合力を活かした地域活性化の推進

地域活動に応じて、人材、財源等の地域資源を適切に配分することができるようになります。また、人、組織、伝統、歴史、文化等の地域資源を適切に発掘・活用することによって、コミュニティビジネスなど新たな地域活性化施策を実現することが期待されます。

④地域社会と行政との新たな協働の実現

地域社会の組織体制、活動ノウハウ等の蓄積を図り、細かすぎて行政が対応できない課題や、又はコミュニティビジネスなど対応することが適切でない領域・分野の課題解決に向けてその能力等を発揮することが期待されます。

⑤地域の魅力化と定住の促進

地域住民が主体的に地域づくりを進め、課題解決に向けた様々な活動に取り組むことにより地域の魅力が高まるとともに、その活動をしっかり周知、広報することにより田舎暮らし志望の定住希望者を地域に取り込むことが期待されます。

また、定住の受け皿となる地域が受け入れ体制を地域全体で整えることにより、定住者が地域に馴染み、共に暮らし続けることができるようになり、持続可能な地域づくりにつながっていきます。

（３）地域自治組織の役割

- ・地域で活動する様々な人材・団体の連絡・相互協力・連携・組織化の調整役を担います。
- ・地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）の集約と効率的活用を図ることにより地域社会の一体性の確保を図り、地域力の向上を図ります。
- ・地域の代表制・正当性の確保を図ることにより、地域を代表し、市や国・県、その他関係機関との連絡調整・協働の窓口となります。
- ・地域のニーズを把握し、地区の課題を見出すことにより、地域の特性に応じた地域住民へのサービスの提供を担います。
- ・基礎的なコミュニティ組織の自治会等の規模では実施困難で、かつ全市的に取り組むには非効率な課題に取り組みます。
- ・「地域協働」による新たなまちづくりや地域活性化の実現を図ります。

（４）地域自治組織の要件

①区域の設定（近隣性）

- ・共同体意識の形成が可能な一定の地域を単位（地区振興センター単位）とする。

②組織構成の設定（多様性）

- ・全ての地域住民が主体的に関わることができる。
- ・地域内で活動する様々な団体が参画している。

③透明性・民主制の確保

- ・規約等を定め、会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行・決算及び会計処理の透明性を確保する。
- ・会の活動について情報公開を進め、住民の参画を促すよう積極的なPRを行う。
- ・地域の住民等の意思が十分尊重されるよう住民が参画できる運営体制を確保し、定期的な総会や役員会を開催し、民主的な運営を行う。

④公共性

- ・会の目的、理念において、営利のみを目的としないものとし、地区の公共の福祉の向上を目指すものとする。
- ・会の目的、理念を市民憲章の理念に沿ったものとする。

⑤計画性

- ・地域の課題を共有し、その課題に向けて地域自治組織が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた「まちづくりプラン」を策定する。また、計画に示した目標達成のための年次的な事業計画を立て、具体的な事業推進を図る。

⑥自立性

- ・自主的かつ自立的に活動を展開するため、資金は行政からの補助金、交付金以外にも協賛金や寄附金、事業収入等を含めた自主財源の確保を図る。

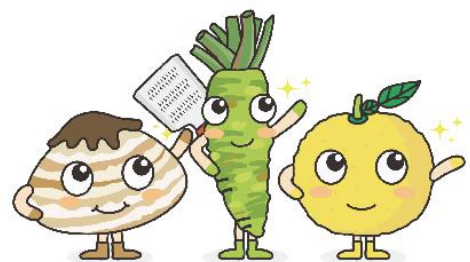
(5) 益田市における地域自治組織

益田市が求める『地域自治組織』とは、次のとおりです。

- ・従来の地縁に加え、地域の活動を支える市民団体との連携や世代、性別、立場を超えて話し合いや決めごとを行うことができる組織。
- ・地域住民や団体がひとつの目標を描き、その目標に向かって一丸となって取組を進めることができる組織。
- ・広域的な区域の中でお互いに補完し合いながら、連携した総合的な取組ができる組織。

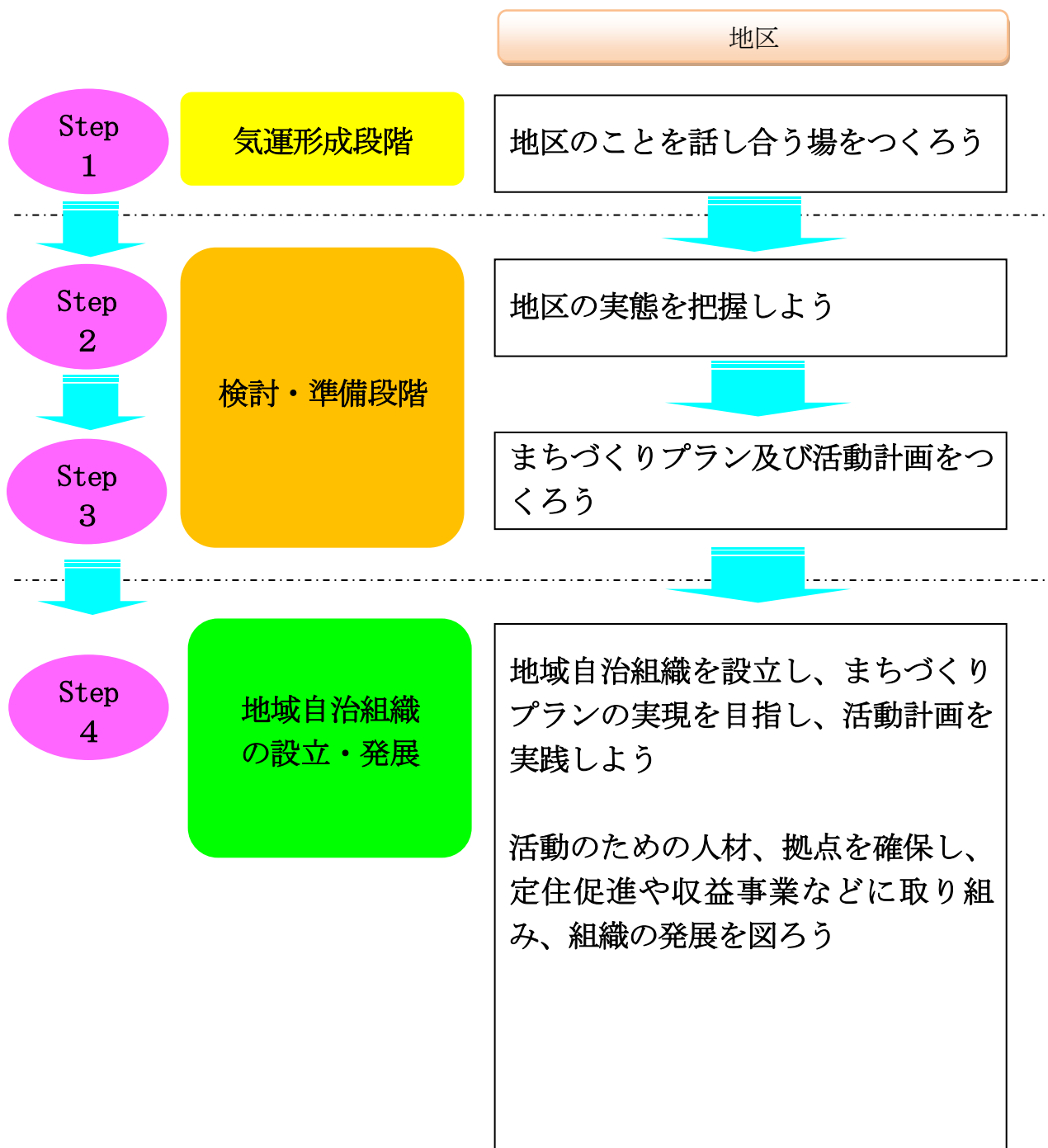
この地域自治組織は市が一斉、一律に設立を押し付けるものではありません。地域住民の皆さんがやる気になり、主体的に話し合いながら、進めていくものであり、その歩みは一律ではなく、スピードも進め方も違って良いと考えています。

また、地域の歴史や伝統、文化を尊重し、地域の個性を活かした取組を進めることから、20 地区が 20 通りの地域自治組織を作っていけるよう、地域の取組に対し支援を行っていきます。



IV 地域自治組織設立の手順

(1) 地区の取組と市の支援



市

説明会・意見交換会等の実施
検討・準備会設立への支援

地域魅力化応援隊員の配置
地域自治組織設立支援事業
補助金の交付

地区への人材の配置及び補助金等財政支援の実施
定例会議及び活動への参加、支援
まちづくりプラン、活動計画の策定支援

応援隊員配置
活動交付金及び活動特別補助金の交付

地区への人材の配置及び補助金等財政支援の継続
定例会議及び活動への参加、支援
人件費及び各課事業の交付金化を含む財政支援の拡大
拠点となる公共施設の指定管理

地区雇用職員人件費の交付
各種補助金の交付金化
公共施設の指定管理（任意）

(2) 設立に向けた地区の取組

Step 1 地区のことを話し合う場をつくろう

住民をはじめ、自治会や各種団体など地区で活躍する様々な主体が集まり、新しい地域自治の仕組みや地区の未来を話し合う場をつくりましょう。

①説明会・意見交換会

【説明会・学習会】

新しい地域自治の仕組みや必要性について、理解を深めます。



【意見交換会】

地区の課題や地区運営の取組の可能性について話し合います。

【実施方法】

- ・説明会・学習会の場を設定します。
- ・各種団体の会合を利用して説明会を行います。

【参加の呼びかけ】

- ・チラシの配布や回覧、ポスターの掲示等により広く周知します。
- ・各種団体の会報等に掲載します。
- ・多くの住民に参加を呼び掛けましょう。



広く呼び掛け、多くの人に参加してもらおう！

②検討・準備会の設立準備

【設立準備】

検討・準備会の構成団体や規約等の活動ルールを検討します。
設立に向けたスケジュールを確認しましょう。

- ・地域自治組織の設立に向けて、主体的に取り組む検討・準備会を立ち上げ、継続的に話し合う場をつくれます。

各自治会や地区社協、PTAなど地域内で活動する各種団体に広く参加を呼び掛けよう！



③検討・準備会の設立

【検討・準備会の設立】

規約を定め、活動理念や役割分担などの活動ルールを定めます。

事業内容、予算、スケジュール等を定めます。



【検討・準備会の周知】

検討・準備会が発足したことを広く地区住民に周知しましょう。

あわせて会の活動理念や内容、スケジュール等についてもしっかり理解してもらいましょう。

- ・ 検討・準備会はまだ地区の中の任意団体です。検討・準備会設立にあたっては、構成メンバーで相互に規約や予算などを確認しましょう。
- ・ スケジュールは地域自治組織設立の目標から逆算すると立てやすいです。

- ・ 地域自治組織を設立するためには、住民理解が非常に重要です。検討・準備会設立当初はもちろん、定期的に広報を発行するなど、継続した住民周知が必要です。

この検討・準備会が未来の地域自治組織の母体となります！
しっかり広報しましょう！



☛ポイント

- ①地区のことを話し合うためには、自治会や地域団体、住民の皆さんなど様々な主体が関わって、話し合う場をつくっていくことが大切です。女性や若者、高齢者など幅広い世代に参加してもらうことが大切です。
- ②有識者による学習会や先進地視察を重ね、認識を深めることが大切です。
- ③定期的な広報紙の発行など、検討・準備会の活動を住民の皆さんに知ってもらうことが大切です。
- ④住民の皆さんに検討・準備会の設立に至った経緯をいつでも説明ができるように、会議や意見交換の記録を残しておきましょう。

Step 2 地区の実態を把握しよう

地区の実態を把握しましょう

- ・地元の良いところ、自慢、困っていること、悩み
- ・地区の資源（史跡・名勝、伝統、風習、人材、技、自然、公共施設等）
- ・統計データ（人口予測や高齢化率等）による地区の客観的な姿

実態把握のための調査をしましょう。

- ・住民アンケート（紙面アンケート、個別聞き取り調査）
- ・ワークショップ、まち歩き

①検討・準備会会議の開催

【検討・準備会の役割】

- ・地区の実態の把握
- ・住民ニーズの把握
- ・新しい地域自治の仕組みに対する住民意識の高揚
- ・既存の活動の見直し
- ・新しい活動の企画立案
- ・取り組み等の広報、周知



【定例会議の開催】

取り決めた活動内容やスケジュールに基づき、事業を進めるため、定例会議を開催します。

- ・地区の実態の把握や住民ニーズの把握のためには、できるだけ多くの住民の意見を聞く機会を設けることが大切です。
- ・住民意識の高揚を図るため、積極的な広報を行うとともに、有識者等による学習会を開催しましょう。
- ・地区の魅力を高めるため、既存の活動等の見直しや新たな活動を企画立案し、積極的に活動しましょう。

- ・活動の前にはその準備を、活動の後には評価反省をしっかりと行いましょう。
- ・年度当初から活動計画にあわせてスケジュールを立てましょう。ある程度決まっていた方が予定を立てやすいです。

回数や開催時間等はお互い無理のないよう設定しましょう！



②地区の実態の把握

【実態調査】

地区住民が考える地区の強み、弱みなどを把握する。
また、住民の考える課題やニーズを掘り起こす。

- ・紙面アンケート
- ・戸別訪問、聞き取り調査
- ・まち歩き
- ・ワークショップ など

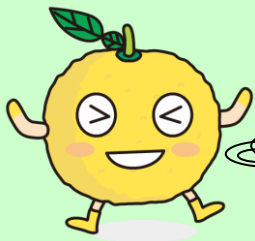
- ・地区住民が対等な立場で話し合う場を持ち、現状・課題を共有します。
- ・実態調査を行う際は、参加する住民のことを考慮し、“わかりやすく、簡潔に”を心掛けましょう。
- ・出来るだけ多くの意見が集められるようやり方を工夫しましょう。
- ・調査結果はできるだけ地区住民に還元しましょう。



【課題の整理】

各種調査によって把握した実態を整理し、地区カルテ等にまとめるとともに、課題解決に向けた事業（実証実験）を検討します。

- ・全ての課題にすぐに対応することは難しいので、優先順位をつけましょう。
- ・すぐに取り組みそうな事業があれば、検討・準備会で実施してみましょう。
- ・整理した課題や取り組む事業等積極的に情報発信しましょう。



実証実験に取り組むことで、検討・準備会の活動や地域自治組織の必要性のアピールにもつながります！

📌ポイント

①地区外への周知

ホームページやフェイスブックなどを活用し、地区住民のみならず、地区外の人にも広く取組や活動を周知しましょう。都会に住んでいる家族や地区出身者へ地区たよりとして送付することも効果的です。

②調査等の繰り返し

調査や整理は一度だけでなく、必要に応じて何回か実施しましょう。毎回同じやり方ではなく、その都度やり方も工夫すると良いです。

Step 3 地区のまちづくりプラン及び活動計画をつくろう

地区の将来像や、定住のあり方などを盛り込んだプランをつくろう。

- ・地区の良いところをさらに伸ばした地区の姿は？
- ・地区で困っていること、悪いところを改善した地区の姿は？

まちづくりプランを実現する活動計画をつくろう。

- ・まちづくりプランを実現するためのタイムスケジュールを整理
- ・まちづくりプランを実現するための役割分担を整理

①まちづくりプランの作成

【取組のまとめ】

アンケートやワークショップ、まち歩きにより集約した住民の意見をもとに地区がこれから目指すべき姿や克服すべき課題をまとめましょう。



【プランの作成】

まとめたものを見やすく、わかりやすく整理し、「まちづくりプラン」を作成しましょう。

- ・住民からの意見を分類し、柱となる取組や方針を複数整理しましょう。
- ・実証実験により得られたデータや評価、反省も盛り込んで整理しましょう。
- ・取りまとめたものを再度ワークショップなどで住民に示し、意見や理解を得ることも大切です。

- ・まちづくりプランは概ね5年程度先を見越し、実現性を考慮して作成しましょう。
- ・みんながイメージしやすい、わかりやすい言葉を使いましょう。
- ・わかりやすく、すっきりとまとめ、簡潔なものに仕上げましょう。(A3 両面程度)



まちづくりプランはポスター形式にして部屋に貼っておけると、住民の意識の高揚につながるよ！

②活動計画の作成

【活動計画の作成】

まちづくりプランに示した地区の将来像の実現に向けて、具体的な活動を計画します。

住民の皆さんが今後も地区に住み続けるためには、人を増やすことが重要です。地区全体で定住の取組を進める具体的な活動を計画しましょう。

- ・活動の優先度や実現性を考慮し、優先順位を設けましょう。
- ・概ね5年を目安にスケジュールを立て、すぐに取り組むもの、時間を空けて取り組むものに分類するほか、事業期間を設定し、一定期間で見直しを図るようにしましょう。
- ・実施体制や事業費、資金計画もあわせて検討しましょう。
- ・事業実施には国・県・市の施策を活用できるよう計画段階から市と協議しましょう。

“こんな人に住んでほしい”とか“こんなことしてくれる人募集”など定住者募集広告をつくって全国に流したらおもしろい！



ポイント

①目標の共有

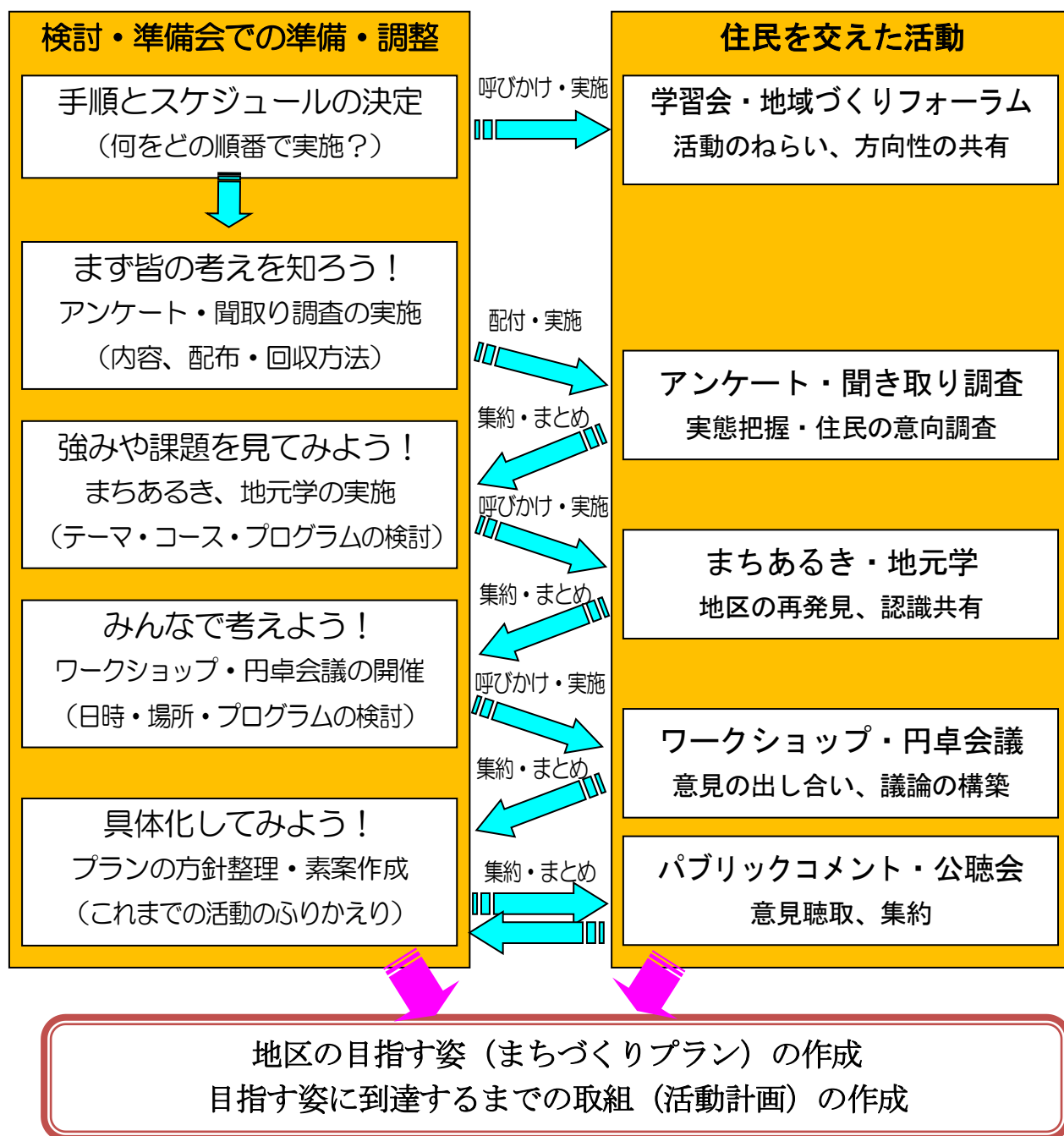
地区のまちづくりプランは、地区の将来像や定住の進め方など活動の方向性を示すものです。住民の声を丁寧に聴き、集約しながらプランをまとめていきましょう。また、多くの住民や地区の活動団体が協力・連携して地区を良くしていくためには、「こんなまちにしたい」という地区の将来への想いを出し合い、共通の目標として共有することが大切です。

②国、県、市との協働

地区だけで全ての活動はできません。国、県、市の事業を有効に使って効率よく事業を進めていくことが大切です。そのため、計画としてまとめる過程で市の施策や計画と食い違いのないようよく協議しましょう。（人口拡大課、総合支所地域づくり推進課、各地区振興センターが窓口となって調整します。）

【参考】地区のまちづくりプラン、活動計画の作成手順例（Step2～Step3）

この手順はあくまでも1例です。地区の取組状況、住民の意識状態など地区の実情にあった手順で進めて下さい。



まちづくりプランと活動計画ができたなら、
いよいよ地域自治組織の立ち上げ！
Step4 までもう少し！がんばろう！



Step 4 地域自治組織を設立し、まちづくりプランを実践しよう

①地域自治組織を設立し、まちづくりプランを実践しましょう

- ・各団体との関係の整理や調整
- ・規約案と事業計画案、予算案の作成・提案
- ・まちづくりプラン・活動計画の提案



総会での承認

総会の開催（住民による取組の承認）

【地域自治組織の立ち上げ】

これから地区の取組の推進主体となる地域自治組織を立ち上げます。

- ・組織構成の再検討、団体の追加も含めた見直し
- ・役員や事務局の再検討による推進体制の強化
- ・効率的な活動を目指し、部会等実行体制を整備
- ・地域自治組織規約の作成
- ・活動計画に基づく事業計画(案)、予算(案)の作成

- ・全ての地区住民で組織します。
- ・活動は多岐にわたります。効率的な運営のため部会設置も有効です。
- ・中心となる事務局機能を強化し、新たな担い手を呼び込む工夫や、重複する活動を調整するなど負担を減らし、活動を広げていきましょう。
- ・規約は十分な話しあいによる意思決定の仕組み、活動内容等を明らかにするために必要不可欠です。ひな型をもとに、地区の実情にあわせて作成しましょう。
- ・活動計画のスケジュールに基づき、設立年度の事業計画及び予算を立てます。



【総会の開催】

設立総会を開催し、まちづくりプラン、活動計画はもちろん、組織体制(案)、規約(案)、事業計画(案)、予算(案)を審議し、承認を得ます。

- ・より多くの住民に参加してもらえるよう日時や場所、周知など工夫しましょう。
- ・説明や質疑には丁寧に対応し、参加住民の理解を得ましょう。
- ・参加できなかった住民のため、総会議事録を作成し、いつでも公表できるよう準備しましょう。

ポイント

形式的な要件を整えるだけでなく、「地域自治組織を作る目的は何なのか、どのような活動をするのか」を住民がしっかりと理解し、共有しておくことが重要です。

②規約や活動計画の見直しを図り、収益事業等に取り組むなど事業の拡大を図りましょう

- ・本格的な事業展開のための法人化とそれに伴う規約等の改正
- ・事業実施のための人材を雇用し、マンパワーを確保
- ・拠点の確保（指定管理などの検討）

住民や団体がまちづくりプランに示す地区の目指す姿を共有しながら、活動計画に基づくイベントや事業をより多くの住民で取り組むようになれば、次は収益事業や行政事務の受託などにより自主財源の確保に向けて事業を拡大して行きましょう。

その際、組織の法人化や人材、拠点の確保など、拡大方向にあわせて、組織の形態や運営を検討、修正して行きましょう。

①組織の法人化

収益事業や資産の保有などが発生する際は、組織がいずれかの法人（地縁団体、NPO法人、一般社団法人等）に移行する必要があります。また、場合によっては、収益事業を行う団体を地域自治組織から分離し、別組織として整理することも可能です。この際は、収益団体から地域自治組織への資金の流れをあらかじめ明確にしておく必要があります。

②人材の確保

収益事業や資産管理のためには、専門的な知識を有する人材の確保が必要です。また、人材を有効に活用するためには、組織で直接雇用する必要があります。

③拠点の確保

雇用した人材の勤務場所や活動場所として組織が自由に使える拠点を確保します。

☛ポイント

- ①法人化は必要に応じて検討します。
- ②人材の雇用にはルールづくりが必要です。（就業規則、採用試験等）
- ③地区の希望により、公民館（現在の地区振興センター・公民館）の指定管理を選択できます。



V 市の支援

（１）地域自治組織の認定

市では地区が立ち上げた地域自治組織を認定することにより、活動経費等の財政支援や地域課題解決に向けた協働のパートナーとしての取組の推進を図ることとしています。

認定は組織からの申請により審査し、市長がこれを認め、認定書を交付します。認定申請に必要な書類は、別に定めます。

（２）認定要件

市が地域自治組織として認定する組織は前述した「Ⅲ（４）地域自治組織の要件（9～10 ページ）」に規定する要件を全て満たしている必要があります。

特に、以下に掲げる事項については、重要な要件となります。

- ①地域自治組織の掲げるまちづくりプランや活動計画が地区の総意として認知されているか。

【確認事項】規約、総会議事録、作成過程の取組（ワークショップ等）

- ②活動計画に示す活動が地区の課題解決に寄与するものか。また、より具体的なビジョンが描けているか。

【確認事項】活動計画、総会資料（事業計画、収支予算書）

- ③地区振興センター単位で唯一の設立団体か

※複数の地域自治組織の設立は認められません。ただし、地区の状況によっては、設立時に限り、個別に協議をします。

- ④政治活動又は宗教活動を目的とした団体ではないか

【確認事項】規約、活動計画、総会資料（事業計画、収支予算書）

（３）市の支援

市は認定した組織に対し、以下の支援を行います。

【Step 1 ～ 3 の段階における支援】

①組織化及び調査、研究に対する経費の交付 ～財政支援～

地域住民が集い、協議し、調査研究を経て、地区の将来像や取組、活動計画を作成するための経費として、「地域自治組織設立支援事業補助金」を交付します。

②地域魅力化応援隊員の配置 ～人的経費～

地域住民による組織化や、地域が抱える課題の発見、整理、情報共有など地域自治組織の設立に向けた取組の推進を図るため、地域魅力化応援隊員を配置します。

③地区担当者の配置 ～人的支援～

人口拡大課及び各総合支所地域づくり推進課内に地区担当職員を配置し、各地区と直接対話及び各地域自治組織が開催する会議に参加し、事業の連携や連絡調整など情報共有をしながら、地域自治組織の設立に向けた活動を支援していきます。

【Step 4 の段階における支援】

①まちづくり活動交付金の交付 ～財政支援～

地域自治組織が行う様々な準備や取組のための経費として「まちづくり活動交付金」（以下、「交付金」という。）を交付します。

- ・ 交付金は活動や事業に対する経費として交付します。

会議費

研修費

その他定住促進や地域づくりに資する事業費

- ・ 上記に示した項目は積算上の目安であり、必ずしも全ての項目を満たす必要はありません。また、使用しなかった経費（繰越金）についても市に返還の必要はありません。ただし、繰越金には一定程度の基準を設けます。多額の未使用金については返還が生じます。
- ・ 交付金の詳細については、別に定めます。

次の事務及び事業については、まちづくり活動交付金の交付対象事業にはなりません。

- ・政治活動・宗教活動を目的とした事務及び事業など交付金の趣旨に反すると認められる事務及び事業。
- ・交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費などの経費。ただし、事務事業を実施するうえで真にやむを得ない次の事由によるものについては、一定の上限額を設定し、交付対象経費とします。
 - ・まちづくり計画策定のための会議や、組織の運営、事業実施方針を検討するための会議や長時間にわたる事業実施時などにおける茶菓代、弁当代
 - ・講演会や研修会の講師、来賓等への茶菓代、弁当代

②まちづくり活動特別補助金の交付 ～財政支援～

組織が行う様々な取組において、その設備や初期投資に高額な経費が必要となる場合、その経費を「まちづくり活動特別補助金」（以下、「特別補助金」という。）として交付します。

- ・特別補助金は、各組織からの事業提案を審査し、審査に合格した経費について一定の割合で補助します。
- ・特別補助金は、申請した事業とは別の事業に使用することはできません。また、使用しなかった経費については、市に返還しなければなりません。
- ・特別補助金の詳細については、別に定めます。

③協働体制の構築 ～人的支援～

地域自治組織の取組に対しては、これまでどおり地区振興センター・公民館に職員及び地域魅力化応援隊員を配置し、支援して行きます。

組織と市との協働を推進するため、政策企画局人口拡大課及び総合支所地域づくり推進課が中心となって、各部局との情報共有や、横断的な連携体制を整えていきます。

さらに、地区からあがってきた課題を、複数の部署で連携して取り組む必要がある場合は、プロジェクトチームを設置し、解決に向けて取り組んでいきます。

④人件費相当分の加算 ～財政支援～

組織が発展し、様々な活動や収益事業などに取り組むためにマンパワーの確保が必要となった場合、その人材の雇用に係る経費を交付金に加算します。

- ・加算額は地域マネージャー1名分の人件費（職員給料、手当及び共済費）、をもって積算します。
- ・地域マネージャーは常勤で積算します。
- ・地域マネージャーの雇用形態は、原則、各組織において決定いただきます。
- ・交付金の加算の詳細については、別に定めます。

⑤各種事業等の交付金化 ～財政支援～

現在、市の各課が地区や地区の団体に対して交付している補助金や負担金、業務委託料について、その内容に応じ可能なものは交付金の算定に組み込み、交付金化します。このことにより、地区でのより自由な事業展開が可能となります。

- ・拡大分についての事業メニューは別途定めます。

⑥中間支援団体の育成（地域おこし協力隊員の活用） ～人的支援～

各組織の主体的な取組を持続させるため、行政とは別に民間の力で地域をサポートする中間支援組織の育成を進め、その中で地域おこし協力隊員の積極的な活用を図ります。

※地域おこし協力隊員とは

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。

具体的には、市が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上（おおむね1年以上3年以下の期間）、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地区協力活動に従事していただきながら、当該地区への定住・定着を図っていくものです。

⑦公民館の指定管理 ～拠点支援～

会議や活動のために会員が集ったり、地域マネージャーの事務スペースとして活用したりと組織の円滑な運営のためには拠点の確保が必須となります。この拠点として、地区の希望により、公民館（現在の地区振興センター・公民館）の指定管理を選択（任意）できるようにします。

- ・指定管理の経費として、光熱費や管理に必要な業務委託経費等を委託料として交付します。
- ・指定管理を可能とするため、現在の条例等を改正し、使用料徴収や規制の緩和を図ります。詳細については、今後定めます。
- ・現在の地区振興センターについては、将来的に廃止とし、公民館単独とします。公民館は地域の社会教育の拠点として、人と人のつながり、人材育成など地域自治組織と連携し、取り組んでいきます。



（４）交付の流れ

前述の市の支援、それぞれを受けようとする地域自治組織は、各段階に応じて、別に設ける要綱に基づき、申請、変更、実績報告を行っていただきます。

ただし、設立初年度については、設立総会開催時期や市の予算措置の関係により、認定後の活動交付金その他の交付を一旦待っていただくことがあります。また、設立時期や各種交付については、申請の前段で市とよく協議の上、進めていただく必要があります。

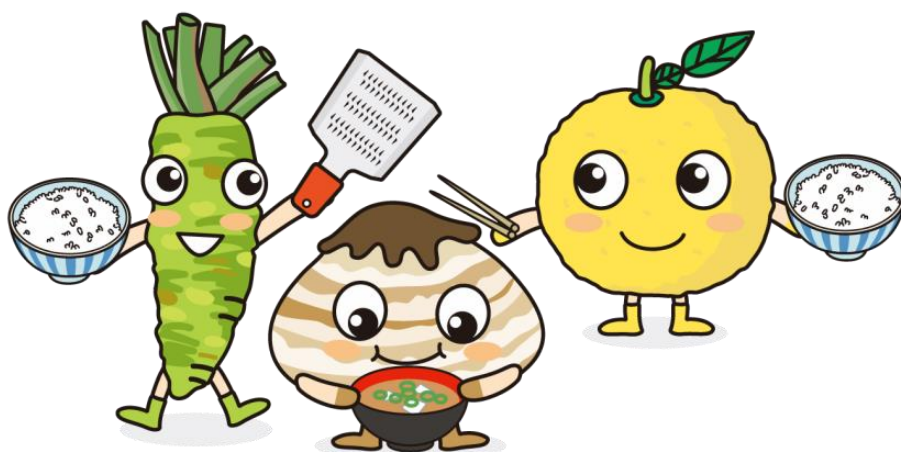
(5) 今後の取組（各地区設立に向けた目標年度）

これまでの取組により、4 地区において地域自治組織が設立、認定を受け、活動を行っており、その他の地区についても地域自治組織の設立に向けての話し合いや事業に取り組んでいただいています。（平成 29 年 3 月末現在）

今回、地域自治組織設立後の市の支援を一部改訂し、より組織の考えに基づいた自主的な判断を尊重し、主体的な活動を支援できるようにするとともに、将来的に地区振興センターを廃止し、館の機能を公民館単独とすることにより、行政として責任をもって社会教育を推進し、強化する体制の構築を図りました。

将来的に地域自治組織と公民館が両輪となって、協働して地域課題の解決や担い手育成などひとつづくりを進めてまいります。

前述のとおり、20 地区で 20 通りの地域自治組織の立ち上げを目指し、各地区内での話し合いを尊重しつつ、最終的に全ての地区において地域自治組織が主体的、かつ自立した活動ができるよう、市としても取り組みを進めてまいります。



資料編

【地域自治組織に向けた取組例】		29
【地域自治組織規約例】		38

【地域自治組織設立に向けた取組例】

1. まちづくりプランの作成

地域自治組織が活動を継続していくためには、全員が何をを目指すのかをはっきりと認識することが重要です。この目指すべき姿として「まちづくりプラン」を作成し、組織内のみならず、行政や関係団体と明確化・共有化をはかりましょう。

（１）作成の手順

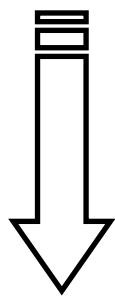
まちづくりプランは、地区が目指すべき将来像であり、皆が思う「なりたい地区」「住みたい地区」を形にしたものです。そのためには、まず、地区の現状を把握し、課題や強みを見つけることが大切です。地区の統計数値や将来予測、地形などのデータ（統計データや将来予測は人口拡大課で用意できます！）を把握するとともに、住民アンケートやまち歩き（地元学）などを通じて自慢できるところや危



【まちあるき（地元学）の様子】

険箇所、課題を洗い出します。そこで出されたデータや意見を集約し、ワークショップや円卓会議などを通じて、「なりたい地区」「住みたい地区」の姿について多くの方と意見交換し、アイデアを出し合います。

このアイデアを取りまとめて、目指すべき姿や取り組むべき事柄を明確にし、分野ごとに整理した上で、まちづくりプランとして取りまとめ、総会などで住民等の承認を得ます。



- ①地区の現状を把握しよう（住民アンケート、まち歩き）
- ②意見交換とアイデアを出し合おう（ワークショップ、円卓会議）
- ③目指す姿や取り組むべき事柄を明確にしよう（ワークショップ、円卓会議）
- ④まちづくりプランを作成しよう（住民アンケート、まち歩き）

（２）プランの期間

まちづくりプランは、住民の夢が形となったものではありませんが、ある程度実現の可能性を考慮し、まとめることが重要です。概ね５年程度の期間での実現性について考えましょう。

組織を運営して行く上で、新たな課題や整理すべき取組が生じた際は、まちづくりプランを適宜修正しましょう。修正の際は、１の手順にそって、住民の総意を得る必要があります。



2. 活動計画の作成

まちづくりプランを実現するために、取組の優先順位や実施時期、地区内の役割分担などを明らかにした地域自治組織の中期的な実行計画です。住民の総意を反映したものにするとはもちろん、他団体や行政と役割分担して取り組む活動についても話し合い盛り込むことが必要です。

(1) 策定手順

まちづくりプラン作成時と同様、多くの住民や団体の参画のもと、それぞれが思うアイデアを出し合い、出された一つひとつのアイデアを丁寧に検討して行きます。検討にあたっては、ワークショップや円卓会議などを活用し、まとめて行きましょう。

しかし、出されたアイデアを全て一気に実現することはなかなか難しいことです。それぞれの実現可能性や必要性を検討し、優先順位を付け、事業期間や資金計画、実施主体、実現方法などを明らかにします。

また、計画としてまとめる過程で市の施策や計画と食い違いのないよう市の関係部署とよく協議することが大切です。(人口拡大課、総合支所地域づくり推進課、地区振興センターが窓口となって調整します。)

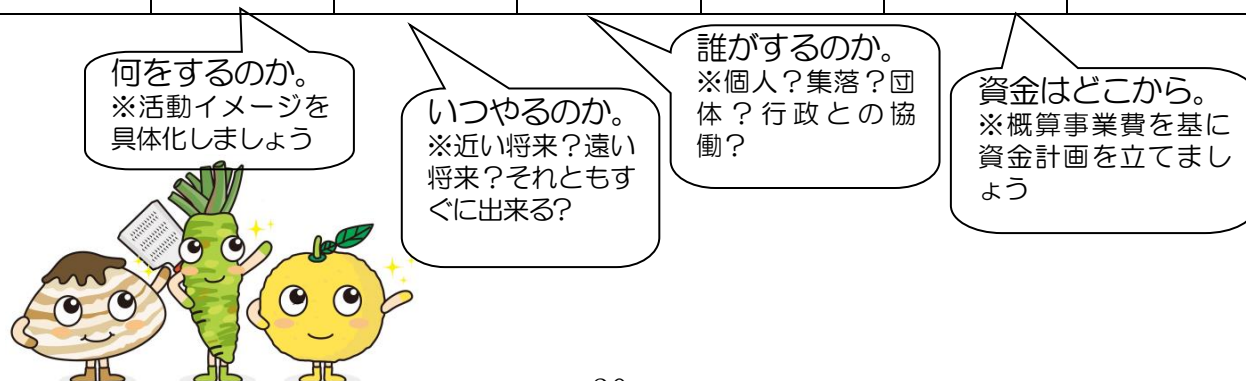
(2) 計画の内容

まちづくりプラン(地区の将来像)の実現に向けて事業の内容や期間を書き込みます。

- ① 目指す姿・・・まちづくりプランでの位置付け
- ② 活動内容・・・どんな事業を行うのか(事業の目的、内容、実施方法、回数など)
- ③ 取組時期・・・いつ実施するのか(3～5年、1～2年、すぐ)
- ④ 活動主体・・・誰が行うのか(住民、事業者、NPO、行政、各主体間の協働など)
- ⑤ 事業費・・・経費はかかるのか
- ⑥ 資金計画・・・どの資金を使うのか(組織で負担、行政の補助金など)

※計画の様式(参考)

目指す姿	活動内容	取組時期	活動主体	事業費	資金計画	備考



3. ワークショップの開催

ワークショップでは、参加者が言い放し、聞き放しにならず、たくさんの人が人の話をしっかりと聞いた上で、自分も自らの考えをたくさん話せるよう、プロセスや成果をまとめることが重要です。このため、ワークショップでは、いくつかのテーマごとにグループ分けし、少人数で意見交換を行います。

(1) 会場づくり

ひとつのグループで話しやすい、盛り上がりやすいのは5～10人程度です。参加人数に応じていくつかの小さな島状のテーブルを作りましょう。



(2) プログラムづくり

忙しい日常の中で、一度の会合に割ける時間は2時間程度が限界です。それ以上の時間をかけていては、参加者がどんどん減っていきます。

グループでの討議が中心となりますが、最初のオリエンテーションと最後の協議報告は全体での進行となります。最初のオリエンテーションでは、会の進め方や目的、検討テーマなどの共通認識を図ります。また、最後の協議報告では各グループで話し合った内容を発表し合い、全体での共通認識とします。

〔ワークショッププログラム例～2 時間構成〕

20 分程度 オリエンテーション

- ・ 取組経過、趣旨説明
- ・ 地域の現状、課題の整理
- ・ 検討テーマの設定

60 分程度 グループ討議

- ・ 自己紹介
- ・ ふせんに意見を記入
- ・ 意見交換、グループ内の取りまとめ

40 分程度 全体共有

- ・ 各グループからの発表
- ・ 全体での意見交換
- ・ 以降の取組予定



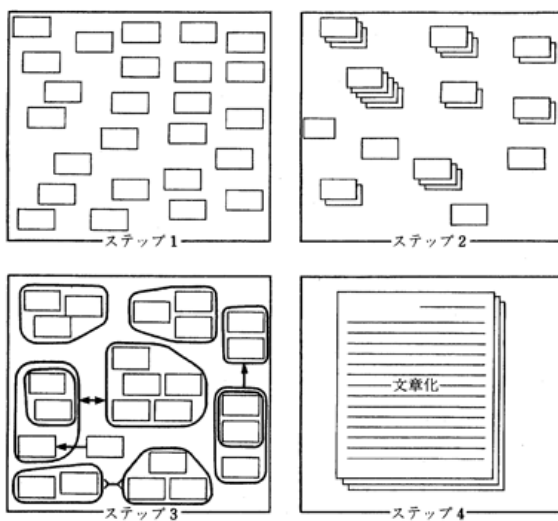
(3) 気軽に話せる小道具の準備

同じ地区と言っても全員が顔見知りとは限りません。お互いを知るための「名札」や「自己紹介シート」があると意見が引き出しやすくなります。また、意見をまとめる「模造紙」や「複数の色のマジック」、意見を書き込む「ふせん」などがあると便利です。

(4) KJ法（ケイジェイほう）

先入観なくアイデアを出し合い、たくさんのアイデアを手際よく整理するためにはKJ法がお勧めです。

※KJ法実施例



①各自がふせんに意見を記入

（※1枚に1つの意見を簡潔に）

ふせんを模造紙に貼りながら意見を紹介

②似通った意見のある人はそのふせんを重ね

たり、近くに貼りながら意見を紹介

①～②を繰り返す

③似通った意見ごとに枠で囲み、小見出しを

付けるなど分類を整理する

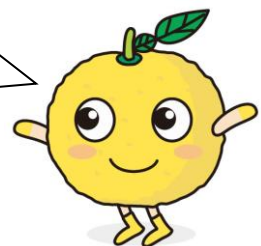
④意見をまとめて文章化する

(5) 情報提供者と進行・記録係

テーマにそった情報をきちんと提供できる人がいた方が、話し合いがスムーズに進行し、結果が違う方向に行きにくくなります。例えば、子育てをテーマとした場合、今の子育て世代の悩みや学校・保育園等の現状、行政の支援などの情報は欠かせません。これらについて情報提供がきちんとされることにより、現状に添った意見交換が可能となります。

また、意見を書きとめ、整理し、状況に応じて話し合いを変更するなどグループごとに行役を決めた方がよりスムーズな意見交換ができます。

ワークショップは、「自由討議」「公開性」を原則とした議論の場ですが、参加者の総意が「住民の総意」とは限りません。このため、ワークショップの成果を広報誌などにまとめて参加者以外にも内容を知ってもらう、意見募集をする、などの工夫も必要になります。



4. まちあるき(地元学)の開催

地域づくりの原点は地域に眠る資源(名所・旧跡、景勝地、歴史・文化など)や課題(危険箇所、空き家・耕作放棄地など)をいかに掘り起こし、いいところは伸ばし、悪いところは直していくかがポイントです。

普段なにげなく過ごしている自分の周りには、実は気が付いていないだけで資源や課題がいっぱいあります。知っているようで知らない地区のことを「まちあるき」によって、みんなで発見し、共有していきましょう。

(1) 企画のポイント

「まちあるき」にはできるだけ子どもから大人、高齢者も参加できるよう、テーマを親しみやすいものにしたり、クイズやスタンプラリーなどちょっとしたイベントを組み込んだりするなど工夫が必要です。また、終了後に豚汁などの調理を組み合わせれば、災害時の炊き出し訓練にもなります。さらにテーマにそって説明できるガイド役もいると盛り上がります。

(2) 準備物とプログラム

「拡声器」や「地図」、「画板」などを用意しましょう。

全体を2時間程度、そのうち歩く時間を1.5時間程度とし、複数のルートをグループごとに振り分けると地区の出来るだけ広範囲を回ることができます。

【地元学 in 二条 ～報告かわら版～】



午後の発表会の様子

地元学
研修会 in
二条

ご報告のかわら版
～ 二条米としし肉が繋ぐ 愛の一本道 ～

お世話して下さった方すべてに感謝。
ありがとうございました。
そして、ごちそうまででした。

私も直感で思いましたが、地区の知らないことを知ることで、
二条がよりよくなって精進が地味になりました。
地区の取り組みや、またお話を聞かれました。

地域の人の協力の家がとても印象的でした!

地元学、大変勉強になりました。
二条は素晴らしい。ありがとうございました。

2つの山域が素晴らしい!

稲穂さんのとても大切な経験で
有難い皆さんのあたたかさを感じることができ、
改めて自分の住む地域を知りたいと思いました。

インジンの横山、内閣の取出し
かたの二条(市)にまたいこうとできたので大満足です。
二条の人たちの協力を感謝することができました。

二条が大好きになりました。

2014年1月22日(水)、県内外から
35名が参加され、地元学研修会が盛
大に開催されました。

今回の研修会は、二条地区地域自治
組織準備会議の皆さんにご協力頂き、
魅力的な4コースを案内して頂きました。

当日の様子と、参加者のみなさんの感
想をお届けします。

お世話して下さった方すべてに感謝。
ありがとうございました。
そして、ごちそうまででした。

私も直感で思いましたが、地区の知らないことを知ることで、
二条がよりよくなって精進が地味になりました。
地区の取り組みや、またお話を聞かれました。

地域の人の協力の家がとても印象的でした!

地元学、大変勉強になりました。
二条は素晴らしい。ありがとうございました。

2つの山域が素晴らしい!

稲穂さんのとても大切な経験で
有難い皆さんのあたたかさを感じることができ、
改めて自分の住む地域を知りたいと思いました。

インジンの横山、内閣の取出し
かたの二条(市)にまたいこうとできたので大満足です。
二条の人たちの協力を感謝することができました。

二条が大好きになりました。

2014年1月22日(水)、県内外から
35名が参加され、地元学研修会が盛
大に開催されました。

今回の研修会は、二条地区地域自治
組織準備会議の皆さんにご協力頂き、
魅力的な4コースを案内して頂きました。

当日の様子と、参加者のみなさんの感
想をお届けします。

- 33 -

5. 円卓会議の開催

地域自治組織設立に向けた準備団体の運営においては、まちづくりプランや地域づくり活動計画など様々な重要な施策を検討していく必要があります。このとき、準備団体の役員だけでなく、その課題のスペシャリストである実施団体の意見を踏まえて検討することが重要です。

例えば、教育や子育てに関しては学校やPTA、防犯や交通安全では見守り隊や警察などその検討内容に併せて、専門家や実際に携わっている人を交えて意見交換を行い、活動の方向性を検討して行きましょう。

（１）会議の運営

地域自治組織設立に向けて規約案や事業計画案など組織運営の道筋を作るのは準備団体の役割です。この案を作る際、実際に活動している人を交えて意見交換をすることは、案が独りよがりにならず、また、実態に即したものとするためには有効な手段です。

準備団体での検討内容に併せ、その都度、その内容にあった専門家や実施者を呼ぶ方法と関係する専門家や団体を含めた外部検討会議をあらかじめ設定しておく方法が考えられます。

外部検討会議は、住民代表である準備団体役員と地区内の様々な活動団体（自治会、事業者、NPO、行政、福祉施設、教育施設等）の代表とで構成し、諮問機関として位置づけることもできます。



地域自治組織設立や設立後の組織運営には行政との協働が不可欠です。地域自治組織と市が、その役割に応じて協力・連携・協働を進めていく上で、相互の役割や責務等を定めるパートナーシップ協定（仮称）を締結することも考えられます。

6. 住民アンケートの実施

地域づくりには、できるだけ住民みんなの意見を反映させたいと考えますが、ワークショップやまちあるきも全ての人が参加できるわけではありません。このため、企画側の都合によらず、参加者の都合で意見が言える手段としてアンケートが有効です。また、どのくらいの人の意見なのかを数量化できるのもアンケートの特徴です。

(1) 実施のポイント

アンケートは地区全体の意向を把握することが目的です。そのため、できるだけたくさんの意見を集めることが重要です。回収率を高めるため、内容を簡潔にし、具体的な質問とすることが必要です。この機会にあれもこれもと質問を入れると回答が嫌になり回収率が下がる可能性があります。

また、誰がどのように配布し、回収するかも重要な要素です。玄関やポストに投げ込むだけでなく、ひとことお願いを添えて渡せば、それだけ回答率も上がると思われます。

アンケートは企画者も大変ですが、回答者も大変なことを忘れずに。

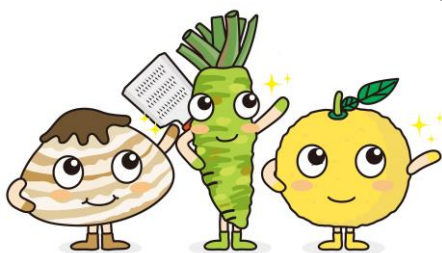
(2) アンケート用紙の作成

質問の作成には、得られた回答をどう活用するのかをあらかじめ念頭に置いて作成する必要があります。意見を問うのか、賛否を問うのかを明確にし、個人情報にも配慮しましょう。

経過説明や趣旨説明とアンケートを別用紙にすることも有効です。回答期限を明確にすることも忘れずに。

(3) 入力、集計、分析、報告

せっかく書いてもらったアンケートはできるだけ早く集計し、還元することが大切です。全体での報告会だけでなく、集計結果を要約し、広報紙や回覧、地区振興センターでの掲示などで地区住民全員の目に触れられるようにしましょう。アンケートでの意見を大切にすることにより信頼関係につながります。



アンケートを「戸」ではなく、「個」にしてみましょう。お父さんやお母さんが代表して答えるのではなく、1戸に複数枚配布し、子どもからお年寄りまでみんなの意見を聞くことが大切です。
個別の聞き取り調査も有効です。

7. 地区カルテの作成

地区の未来を考えるには、地域を診断することが大切です。地区の“今”をできるだけ正確に把握し、データとして客観的にまとめておくことによって、多くの人が共有し、危機感や将来像を描きやすくなります。

（１）作成のポイント

作成する際の調査やまとめ作業は大変です。カルテづくりもイベントのひとつとし、出来るだけ多くの人を巻き込んで作業することも大切です。また、調査やまとめを行う時に意外な発見や新たなつながりなどもでき、地区への愛着や活動へのやる気につながっていきます。

（２）調査方法

地域カルテの作成に必要な情報には、市が把握している人口や高齢化率、子どもの数、産業、住宅等の統計データがあります。市では、この情報を地区単位にまとめ、提供します。

また、まちあるきと併せて住民に歴史や状況などを聞きとったり、地区住民に古い写真や昔話を募集することも有効です。

市内の他の地区との比較をすることにより、自分の地区がどのような強みを持ち、課題があるのかがより明確になります。

（３）地区カルテ情報の例

- ①地図・・・・・・・・区域図、詳細地図、古地図、住宅地図
- ②統計データ・・・・人口、世帯数、年齢階層別人口、外国人人口、高齢者一人世帯数
学校・幼稚園・保育園等の人数、福祉施設入居者（利用者）数、
事故・犯罪発生件数
- ③施設・・・・・・・・施設一覧（公共、民間）、施設の利用方法
- ④活動団体・・・・活動団体とその活動内容のまとめ
- ⑤災害履歴・・・・災害発生場所、被害

8. 地域の合意形成・意思決定の進め方

地域自治組織は、地区にひとつの全住民で構成する住民による自治組織ですから、設立に向けた取組や設立後の運営に関する合意形成や意思決定は、民主制に立って、出来るだけ総意のもと行う必要があります。このため、合意形成・意思決定の仕組みをきちんとルール化し、住民で共有しておくことが重要です。

また、全てのことを全住民に諮ることは不可能です。このことから、合意形成・意思決定の仕組みを作り、共有化することは有効です。

（１）基本ルール

①意思決定の方法についての合意形成

- ・事前に意思決定のルールが合意されていること。
- ・会議における意思決定の方法（多数決等）は規約に明記しておくこと。
- ・人権に関することや少人数の身に関わることなど多数決にはなじまない案件があることを理解しておくこと。

②情報の共有

- ・案件に関わるわかりやすい情報が全住民に行きわたっていること。
- ・いつでもだれでもその情報を知ることができること。

③透明性の確保

- ・意思決定の過程として、誰が、どこで、どのようになど会議の経過やいつ決まったのかなどが公開されていること。

④議論の場の確保

- ・開かれた場での民主的な議論の場（総会、ワークショップ、円卓会議等）が用意されていること。
- ・全住民が案件に対して意見が言うことができること。

⑤住民意思の反映

- ・案件の重要度に応じて、住民意思の把握に工夫を行うこと。（説明会、戸別配布等）
- ・人権に関することや少人数の身に関わることなど多数決にはなじまない案件は当事者の声を第一に考え決すること。

（２）仕組みづくり

上記の基本ルールにのっとり、あらかじめ規約で仕組みを明らかにしておくことが重要です。また、情報公開や周知は丁寧に行い、地域住民が意見を言える場を必ず確保しておくことが重要です。

【地域自治組織 規約例】

※この規約はあくまでも参考ですので、規約の内容は、地域の実情にあった規約を作成していただきますようお願いいたします。

〇〇地区◇◇◇◇◇会 規約（案）

第一章 総則

（目的）

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住もうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、様々な課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたいまち」の実現をめざす。

（名称）

第2条 本会は、〇〇地区◇◇◇◇◇会（以下「会」という。）という。

（事務所の位置）

第3条 会の事務所は〇〇地区振興センター（益田市△△町**番地）に置く。

（対象領域）

第4条 会の対象区域は〇〇地区振興センターの所管する区域とする。

（取組み）

第5条 会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての調査、研究、協議
- (3) 「まちづくりプラン」及びそれに基づく「地域づくり活動計画」の策定
- (4) 「地域づくり活動計画」に基づく事業の実施
- (5) その他、会の目的達成のために必要な活動

（活動の制限）

第6条 会は宗教活動、政治活動、及び営利活動は行わない。ただし、会の会員及び賛助会員の利益収受を伴わない会自身による事業による営利活動は、第16条以下の総会の承認を得て行うことができる。

第二章 会員

（会員）

第7条 第4条に定める対象領域に住所を有する個人は、全てこの会員になることができる。

2 この会の事業を賛助するために、前項に該当しない個人又は団体にあつては、賛助会員となることができる。

- 3 前2項の規定のかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは会員及び賛助会員となることができない。

(入会)

第8条 会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、正当な理由がない限り、会員及び賛助会員の加入を拒むことができない。

- 3 この会の対象地域に入居した個人又は団体に対しては、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

- 3 会は、天災その他の特別な事情があると認める場合には、会費を軽減し、又は免除することができる。

(退会)

第10条 会員及び賛助会員は、会を退会しようとするときは、退会申込書を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の対象区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。

第三章 役員

(役員)

第11条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名以上

(役員を選任)

第12条 会長、会計、監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長は部会の部会長をもって充てる。

- 3 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会の庶務、会計業務に従事する。
- (4) 監事は、会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員の中で欠員が生じたときには、総会により補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議)

第15条 会の会議は、総会、役員会、部会とする。

- 2 会議は、原則すべて公開とし、会員及び賛助会員は傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は会員及び賛助会員以外のものも傍聴できる。

第五章 総会

(総会)

第16条 総会は、会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第17条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は〇〇名までとし、公募により選ばれた住民をもって充てる。
- 3 代議員の任期は2年（最終年の定時総会の終了まで）とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 公募住民に、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 「まちづくりプラン」や「活動計画」の策定や見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 会長、会計、監事の選任及び副会長の承認
- (6) 総会で提案された事項
- (7) その他、会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第20条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第24条 総会においては第21条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第25条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状による委任者数を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第六章 役員会

(役員会)

第27条 会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、役員会を設置する。

(役員会の構成)

第28条 役員会は第11条に規定する者をもって構成する。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第30条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(役員以外の出席)

第32条 会長が必要と認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会の定足数)

第33条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第34条 役員会の議事は十分に話し合い決する。意見が別れた場合は出席役員の過半数をもって決する。

(役員会の議事録)

第35条 役員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席役員数

- (3) 出席役員氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第七章 部会

(部会及び委員会)

第36条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会を設置する。

(部会の構成)

第37条 部会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長1名を選出し、必要あれば、部会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会の報告)

第38条 部会長は、役員会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会の招集)

第39条 部会は、部会長が招集する。

第八章 事務局

(事務局)

第40条 会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会計が兼務する。
- 4 事務局の運営に関する事項は、役員会で定める。

第九章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第41条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 国、県、市からの補助金及び交付金
- (3) 会の行う事業等の収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によりこれを定める。

- 2 資産は、現金資産と現物資産とする。
- 3 現物資産を明らかにするため、財産目録を整備する。

(資産の処分)

第43条 現物資産の内、減価償却後の評価額が20万円を超える現物資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は第41条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第45条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第46条 会の事業計画及び予算は、会長が作成し、役員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、役員会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第48条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第49条 この規約を変更する場合は第24条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第50条 会を解散する場合は第24条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第24条2項に関わらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十一章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第52条 会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿、及び書類を備えておかなくてはならない。

(情報の公開)

第53条 第49条に定める帳簿及び書類等は原則すべて公開とし、会員及び賛助会員は閲覧することができる。

(その他)

第54条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。

附則 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

- 2 会の設立初年度の事業計画及び予算は、第46条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 3 会の設立初年度の会計年度は、第48条の規定に関わらず設立の日から〇年3月31日までとする。
- 4 会の設立初年度の役員体制は、別に定め、設立総会で承認を得るものとする。

Q & A

1. 地域自治組織について	47
2. まちづくりプラン・活動計画について	54
3. 市の支援について	55
4. スケジュールについて	60

1 地域自治組織

Q1 地域自治組織と人口拡大はどうつながるのですか。

A1 人口拡大は雇用対策、子育て対策、交通網等利便性の向上など行政が担うべき役割は非常に大きなものがあります。これらの対策を効率よく、効果的に推進することにより益田市に住もうとする人が増え、人口拡大につながると考えます。しかし、これは生活のために益田市に住もうとするもので、言えば益田市のどこに住もうと問題ではありません。

定住の“受け皿”となるのは地域です。帰ってきた人、初めて来た人がその地域に馴染み、住んで良かったと思えるような地域にならない限り、その地域の人口は減り続けます。地域をあげて定住者を迎え入れる取組、地域を元気で魅力あふれるまちにする取組が持続可能な地域の未来を描くことにつながります。

その取組を進める原動力となるのが地域自治組織であり、地域自治組織の設立と発展なしにその地域の発展もないと考えています。

Q2 地域自治組織とはどのようなものですか。

A2 地域の課題を最も知っているのはその地域で暮らす住民や活動する団体です。また、どういった地域にしていきたいかを一番描けるのもその地域で暮らす住民や活動する団体です。

『地域自治組織』とは、その地域のことを一番理解し、考えている住民や団体が自らの地域を住みよいものとするために、自主的、主体的に取り組む組織であり、自分たちのことは自分たちで決め、動かしていく、まさに地域住民が主役となった地域づくりの形です。

(ガイドブック 7 ページ記載)

Q3 地域自治組織の根拠となる条例はつくらないのですか。

A3 まちづくりに対して市民がどう参画していくかを定める基本的な条例、いわゆる“まちづくり条例”については、平成 21 年度より検討委員会を設置し、条例についての検討を重ねていただき、ワークショップなど住民を巻き込んだ議論を重ねてまいりましたが、平成 24 年 3 月の提言書によってその検討を休止しています。

また、益田市においての地域自治組織の形成の促進の方針については、平成 18 年 11 月 1 日制定の市民憲章及び平成 23 年 3 月策定の第 5

次益田市総合振興計画基本計画において、今後の市政運営の方針として明記されています。

条例については、今後、地域自治組織の進行などの状況を見ながら、条例制定の必要性を住民の皆様が認知し、気運が醸成された際に、改めて検討したいと考えています。

Q4 地域自治組織は、益田市独自の組織なのでしょうか。

A4 全国の多くの自治体で地域自治組織による住民と行政との協働のまちづくりが進められています。島根県内では雲南市や邑南町が先進地として全国で注目されています。また、近隣では広島県庄原市、山口県山口市なども取り組まれています。

Q5 自治会があるのに、なぜ地域自治組織が必要なのですか。

A5 自治会は住民の皆さんにとって一番身近な自治組織であり、地域生活向上のため、お互いの理解と信頼の上に立った連帯と協力によって運営されていると考えています。今後も自治会についてはこれまでと同様、住民に一番身近な自治組織として、ますます充実した活動を期待します。

既に自治会活動が活発に行われているところでは、地域自治組織を設置することにより、似たような組織をいくつも設置することにより、かえって地域内の自治活動を複雑にし、さらには自治会の活動が制限されるのではないかという懸念を感じられるかもしれません。

しかし、少子高齢化が進み、人口減少社会が進んでいく中、10年後、20年後の地域の姿、そして自治会内の姿を想像したとき、このままの状況で、これまでと同様の自治会活動を継続していくことは難しいと考えます。

また、特に価値観、住民ニーズが多様化している現在の社会では、住民の満足度こそが地方の自立のための重要な尺度となります。この住民満足度は、いかに住民がまちづくりに参画するかで左右されます。そこで自分達のことは自分達で、そしてまちづくり活動に積極的に参画するといった自立（自己決定、自己責任）した住民による自治的組織がまちづくりの担い手として必要になってきます。

今後、本市を取り巻く環境はさらに厳しくなっていきます。地域住民が自立した自治活動を進めていくためにも、まちづくりの課題を共有し、ともに活動できる範囲の中で継続的に住民自治活動が実践できる強い自治的組織が

必要となってきます。

そのためにも、自治会という枠組みを超えた地域・地区住民の主体的な意向で組織運営することができる地域自治組織を設置し、それぞれの特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、住民と行政による協働のまちづくり体制(新しい公共のあり方)の構築を図ることとしているものです。

ただし、冒頭で述べたように地域自治組織が設立されたからといって、自治会がなくなるものでなく、またその活動を制限するものではありません。むしろ市民活動団体を含め、現在活動している団体は元気に活発に活動していただきたいと考えています。

Q6 人口の多い中心市街地では地域自治組織は必要ないのではないですか。

A6 地域自治組織は、住民自らが地域の課題の解決を図り、持続可能な住み続けられる地域づくりを目指し、取り組むものです。人口の多い、少ないにより地域がもつ課題は違ってきますが、課題がない地区はありません。また、現時点でも中心市街地の集落の中には担い手が不足し、活動が停滞している集落も存在します。その点からも地域自治組織の必要性はあると考えています。

人口が多いことによって、取組が難しくなることは予想されますが、他の先進自治体でも人口が多い地区で住民自治の取組が進められています。積極的に視察などを行い、その取組を研修していただきたいと考えます。

Q7 人口の多い中心市街地では地区を分割して組織化の方が作りやすいのではないですか。

A7 地域自治組織の要件として、地区振興センター単位で1組織としています。一方、設立前であれば、個別に協議に応じるとしています。地区住民総意により、分割し組織化を図るという決定がなされるのであれば、市としても否定するものではありません。

ただし、地区という単位は、これまで旧村時代からの歴史があり、一体感の中でまとまって様々な事業に取り組んできた経過があります。この歴史も尊重し、これからを検討いただきたいと考えています。

Q8 地区の役員は輪番制やあて職により対応しています。地域自治組織の役員のなり手がいないのではないかと不安があります。

A8 今のように短期間で持ち回りにより役員を決めるやり方は、住民皆が等しく苦労や労力などを分け合える平等なやり方だといえますが、一方で自分の任期の間だけ無難に過ごそうとしてしまい、そのことが地域の疲弊や停滞を招く一因になっていることも事実です。新しい組織で特に若い世代を役員に加え、まちづくりを進めることにより担い手や後継者を確保することも可能になると考えています。

今の役員の皆様には非常に負担になると思いますが、地区の将来のために取り組んでいただきたいと考えています。

Q9 住民の総意とはどう考えればよいのですか。

A9 例えば、住民一人一人に議決権を与え、総会で委任状も含めた議決により総意を得る形もあると思いますし、地域自治組織に参画する各団体から代議員を選出し、代議員が所属団体からの委任を受け、議決を行う形もあると思います。地区の状況に合わせて最も良いと思われる議決方法を検討いただきたいと考えます。

Q10 住民自治とは住民自らの意志により取り組むものであり、行政から一律に押し付けられるものではないと思いますがどうですか。

A10 地域自治組織は市が一斉、一律に押し付けるものではありません。地域住民の皆さんがやる気になり、主体的に話し合いながら、進めていくものであり、その歩みは一律ではなく、スピードも進め方も違って良いと考えています。また、地域の歴史や伝統、文化を尊重し、地域の個性を活かした取組を進めることから、20地区が20通りの地域自治組織を作っていけるよう、地域の取組に対し支援を行っていきます。(ガイドブック 10 ページ記載)

Q11 地域自治組織は法人化すべきと考えますが、こういった法人が良いと考えますか。

A11 地域自治組織は当面任意団体として設立、運営されていくこととなり、資産の保有や収益事業への取組等により必要に応じて法人化を検討すべきと考えます。法人には地縁団体や一般社団法人、NPO法人等がありますが、どの法人格を有するのかは地区の実情によって違ってきます。地区ごとに個別に検討していきたいと考えています。

また、場合によっては、収益事業を行う団体を地域自治組織から分離し、

別組織として整理することも可能です。この際は、収益団体から地域自治組織への資金の流れをあらかじめ明確にしておく必要があります。

Q12 地域自治組織を設立するとどのような効果があるのですか。

A12 地域自治組織の効果として次のことが考えられます。

- ①地域の民意を反映した新たな地域自治、住民自治の仕組みづくり
 - ②自立した地域社会の将来像の共有とその実現に向けた新たな地域活動
 - ③地域の総合力を活かした地域活性化
 - ④地域社会と行政の新たな協働の実現
 - ⑤地域の魅力化と定住の促進
- (ガイドブック 8 ページ記載)

Q13 地域自治組織は、どのような役割を担うのですか。

A13 地域自治組織が担う役割として、次のことがあります。

- ①地域で活動する様々な人材・団体の連絡・相互協力・連携・組織化の調整役となります。
 - ②地域資源(財源、情報、ノウハウ、人材等)の集約と効率的活用を図ることにより地域社会の一体性の確保を図り、地域力の向上を図ります。
 - ③地域の代表制・正当性の確保を図ることにより、地域を代表し、市や国、県他関係機関との連絡調整・協働の窓口となります。
 - ④地域のニーズを把握し、地区の課題を見出すことにより、地域の特性に応じた地域住民へのサービスの提供を担います。
 - ⑤基礎的なコミュニティ組織の自治会・町内会等の規模では実施困難で、かつ全市的に取り組むには非効率な課題に取り組めます。
 - ⑥「地域協働」による新たなまちづくりや地域活性化の実現を図ります。
- (ガイドブック 9 ページ記載)

Q14 地域自治組織設立の手順はどのようなものがありますか。

A14 設立に向けた手順として以下のとおりとしています。なお、この手順は一般的なものであり、地区によって様々な手順が考えられます。

- ①地区の話し合う場づくり～住民や活動団体など多様な主体が参画する準備会などを設置し、意見交換や協議ができる場を作ります。
- ②地域実態の把握

住民アンケートやまち歩き等を通じ、良いところや課題を把握するとともに、研修や学習会を通じて実態の解決に向けた取組を進めます。

③計画の作成

把握した課題の解決を図るため、地区の目指すべき将来像を明確にし、そこに向かって取り組むべき事業を計画として定めます。

④設立総会を通じた住民総意の確認

これまで取り組んできた内容をまとめ、規約や事業計画、予算を作成し、まちづくりプランとともに住民や活動団体の総意をもって了解を得ます。了解を得る場として設立総会を開催します。

⑤活動の展開

承認された事業計画、予算に基づき事業を進める中で、組織の状況に応じ、収益事業への取組など事業を拡大しましょう。

(ガイドブック 11～21 ページ記載)

Q15 地域自治組織の要件はありますか。

A15 地域自治組織の要件として、次の全てを満たす必要があります。

①区域の設定(近隣性)

- ・共同体意識の形成が可能な一定の地域を単位(地区振興センター単位)とする。

②組織構成の設定(多様性)

- ・会員は地域内に住む住民とし、会長、副会長などの役員を設ける。
- ・地域内で活動する様々な団体が参画している。

③透明性・民主制の確保

- ・規約等を定め、会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行・決算及び会計処理の透明性を確保する。
- ・会の活動について情報公開を進め、住民の参画を促すよう積極的なPRを行う。
- ・地域の住民等の意思が十分尊重されるよう住民が参画できる運営体制を確保し、定期的な総会や役員会を開催し、民主的な運営を行う。

④公共性

- ・会の目的、理念において、営利のみを目的としないものとし、地区の公共の福祉の向上を目指すものとする。
- ・会の目的、理念を市民憲章の理念に沿ったものとする。

⑤計画性

- ・地域の課題を共有し、その課題に向けて地域自治組織が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた「まちづくりプラン(仮称)」を策定する。また、計画に示した目標達成のための年次的な事業計画を立て、具体的な事業推進を図る。

⑥自立性

- ・自主的かつ自立的に活動を展開するため、資金は行政からの補助金、交付金以外にも協賛金や寄附金、事業収入等を含めた自主財源の確保を図る。

益田市ではこれらの要件に基づき、地域自治組織の認定を行うこととしています。認定申請に係る手続きについての詳細は別に定める要綱を確認して下さい。(ガイドブック 9、10 ページ記載)

Q16 市の認定はどの段階で受けるのですか。

A16 (設立)総会を通じ、組織体制や規約、まちづくりプラン、活動計画などが住民総意により確認された段階(ステップ4)で認定を申請することができます。また、設立時にステップ4に併せステップ5の申請を行うことも可能としています。(ガイドブック 22 ページ記載)

Q17 地域自治組織は、どのような範囲になるのですか。

A17 地域自治組織は、地区振興センター単位に設置されるものと考えております。(ガイドブック 9 ページ記載)

Q18 規約で定めなければならない事項はありますか。

A18 組織の構成団体、委員数、代表者、その他の役員、任期、会計に関することなどの基本的な事項のほか、地域自治組織自らが策定する「まちづくりプラン」の策定に関する事、そして計画に基づき実施する地域づくり活動についてなどの地域自治組織が担う役割について、それぞれの規約で定める必要があります。(この資料編で規約例を示しています。38 ページ記載)

Q19 規約を変更することはできますか。可能な場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A19 できます。なお、認定時に届け出た内容については、規約のほか、会の名

称、代表者、事務責任者、委員名簿等に変更が生じたときも届け出が必要となります。認定申請に係る手続きについての詳細は別に定める要綱を確認して下さい。

Q20 市と地域自治組織は、どのような関係になるのですか。

A20 益田市における地域自治組織は、条例等に基づいたものではなく、また市の附属機関でもなく、住民皆さんの主体的な意向により設立運営される組織です。そのため行政の側から画一的な組織形態を導入したり、条例で規制したりすべきではないと考えています。

地域自治組織は、住民と行政の役割分担とパートナーシップの確立による住民の自発的・主体的な自治活動を期待し設置するものですので、住民と行政の関係は従来までのような住民が行政に対して要望して、行政がこれに応えていくというような「要望・陳情型」のような関係ではなく、地域の課題やまちづくりについて地域住民が主体的に考え、これを行政がサポートしていくといった住民参加やパートナーシップを重視する「提案・協働型」の関係が理想の関係だと考えます。

2 まちづくりプラン、地域づくり活動計画

Q21 「まちづくりプラン」、「地域づくり活動計画」とは、どのようなものですか。

A21 「まちづくりプラン」とは、住民の皆さんがそれぞれの地域のまちづくりについて、計画づくりの段階から参加し、地域の課題と目指すべき方向を明らかにし、自分達の手で魅力ある住みよい地域を作るために地域住民自らが策定する地域独自の計画です。

計画の期間や構成は、計画の期間については概ね3～5年間程度、計画の構成は、①地域の現況と課題、②地域のまちづくりの目標・将来像、③主な実施事業などが考えられます。

また、「地域づくり活動計画」とは、「まちづくりプラン」に基づき、目指すべき将来像を達成するための具体的な活動を明らかにする計画です。まちづくりプランに掲げた実施事業について、年度ごとに取組を整理し、事業費や数値目標などを明確にします。

いずれにしてもそれぞれの地域の実情や課題にあったプランとすることが必要です。

Q22 まちづくりプラン、活動計画は、どのように策定するのですか。

A22 まちづくりプランは、現在各地区で設立されている準備団体において案を作成し、ワークショップや円卓会議、地区広報紙などを利用し多くの住民の意見を取り入れ、設立総会で住民の了承を得て策定となります。（策定の手順は地区によって変わります。）それぞれの地域の特性を生かした独自性のあふれるまちづくりプランを策定していただきたいと考えています。

策定作業については人口拡大課、各総合支所地域づくり推進課、地区振興センターが支援していきます。

計画策定後においても、事業内容や予算決算について地域住民に広く周知することが必要であるとともに、ただ単に計画を策定し事業を実施していくだけではなく、自治組織自体が「事業の評価」や「まちづくりプランの見直し」の姿勢を持ち、その時々地域の住民の要望に応じ、課題が解決され、地域の目的が達成される計画でなくてはならないと考えられます。

Q23 まちづくりプランを変更することはできますか。可能な場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A23 できます。変更の伴う届け出は、別に定める認定申請に係る手続きについての要綱を確認して下さい。

ただし、計画を変更しようとする場合、計画の策定作業と同様、自治組織内で変更の必要性、変更内容について十分に協議検討され、総会で認められることが前提となります。

3 市の支援

Q24 地域自治組織を立ち上げるにあたり、どのような支援がありますか。

A24 立ち上げるまでの準備団体の設立・運営、課題抽出及び解決に向けた調査研究・勉強会などの取組に対し、「地域自治組織設立支援事業補助金」を交付し、活動資金として支援します。

また、人口拡大課、各総合支所地域づくり推進課及び各地区振興センターが各取組をサポートするとともに、「地域魅力化応援隊員」を配置し、情報共有や活動の連携を図ります。（ガイドブック 23 ページ記載）

Q25 地域自治組織設立時にはどのような支援がありますか。

A25 設立された地域自治組織には財政的支援として「まちづくり活動交付金」及び「まちづくり活動特別補助金」を交付します。また、人的支援として引き続き、人口拡大課、各総合支所地域づくり推進課及び各地区振興センター、地域魅力化応援隊員が取組をサポートします。（ガイドブック 23、24 ページ記載）

Q26 まちづくり活動交付金とはどのようなものですか。

A26 まちづくり活動交付金は、地域自治組織による主体的なまちづくり活動や組織運営を財政的に支援するために創設する制度です。

交付金はまちづくりプランに基づき地域の課題を解決し、個性豊かなまちづくりを進めていくために実施する事務及び事業に要する経費に対して、交付します。項目として会議費、研修費、その他定住促進や地域づくりに資する事業費などが考えられます。

上記に示した項目は目安であり、必ずしも全ての項目を満たす必要はありません。また、使用しなかった経費についても市に返還の必要はありません。ただし、繰越金について一定程度の基準を設け、多額の未使用金については返還が生じる可能性があります。まちづくり活動交付金についての詳細は別に定める要綱を確認して下さい。（ガイドブック 23 ページ記載）

Q27 交付対象とならない事業はありますか。

A27 次の事務及び事業については、まちづくり活動交付金の交付対象事業にはなりません。（ガイドブック 24 ページ記載）

- ①政治活動・宗教活動を目的とした事務及び事業など交付金の趣旨に反すると認められる事務及び事業。
- ②交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費などの経費。ただし、事務事業を実施するうえで真にやむを得ない次の事由によるものについては、一定の上限額を設定し、交付対象経費とします。

- ・まちづくり計画策定のための会議や、組織の運営、事業実施方針を検討するための会議や長時間にわたる事業実施時などにおける茶菓代、弁当代
- ・講演会や研修会の講師、来賓等への茶菓代、弁当代

Q28 まちづくり特別活動補助金とはどのようなものですか。

A28 組織が行う様々な取組において、その設備や初期投資に高額な経費が必要となる場合、その経費を「まちづくり活動特別補助金」として交付します。特別補助金は、審査委員会を設け、各組織からの事業提案を審査し、審査に合格した経費について補助します。

特別補助金は、申請した事業とは別の事業に使用することはできません。また、不用額については、市に返還しなければなりません。まちづくり特別活動補助金についての詳細は別に定める要綱を確認して下さい。(ガイドブック 24 ページ記載)

Q29 地域自治組織展開時の運営に対してはどのような支援がありますか。

A29 地域自治組織の事業展開に応じ、事務や事業を統括する人材(地域マネージャー)や活動拠点を確保する必要があります。まちづくり活動交付金に地域マネージャー等人件費に係る経費を加算するとともに、現在各課が地区に対し交付している補助金や委託事業などについて、その内容に応じ可能なものは交付金として交付金に組み込み、より自由な事業展開が可能となるよう支援します。拠点支援としては、地区の希望により、現在の地区振興センター・公民館について指定管理を選択(任意)できるようにします。(ガイドブック 25、26 ページ記載)

Q30 補助金等の交付を受けている団体は、その補助金等を財源として既に見込んでいます。補助金の交付金化により、団体に入らないことになれば、活動ができなくなる恐れがあります。

A30 各課が地区に対し交付している補助金等の公金は、交付金化出来るものは交付金化し、地域自治組織の活動財源として、より自由な用途により事業展開できるようにしています。しかし、地区に交付した交付金を地区内でどのように活用するのかは地区内でそれぞれ決定していただくものであり、市から用途等を押し付けることはありません。従来どおり各団体に分配することも可能です。

各団体が担ってきた業務や取組は今までのままで、財源だけを地域自治組織が取り上げようとする、各団体は活動財源がなくなり、活動が停滞してしまいます。そのため、地域自治組織で地区内の業務や取組を取りまとめ、再構築することにより、業務にあった財源分配も検討していただきたい

と考えています。

Q31 地域おこし協力隊員とはどのようなものですか。

A31 地域おこし協力隊員は、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。

市が都市住民を受入れ、委嘱し、一定期間（概ね1年以上3年以下）、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などに従事していただきながら、当該地区への定住・定着を図っていくものです。

募集するためには応援隊員の役割や期待することなど明確にする必要があります。

Q32 指定管理の受託の有無は地域自治組織で選択できますか。

A32 選択は可能です。地区の状況により判断いただけます。（ガイドブック 21 ページ記載）

Q33 指定管理を受けた場合どう変わるのですか。

A33 指定管理制度導入に向けては、現在の条例等を改正し、使用料徴収や規制の緩和を図ることとしています。このことにより地域マネージャー等の活動拠点として自由に活用することはもちろん、使用料収入や館を使った事業実施が可能となります。指定管理に必要な光熱費や管理委託経費については、委託料として交付します。（ガイドブック 26 ページ記載）

Q34 地区振興センター・公民館の指定管理は民間事業者と競うのですか。

A34 地区振興センター・公民館の指定管理は、地域自治組織の拠点支援として行うものですので、民間事業者等との競合にはなじまないものと考えています。基本的に当該地区の地域自治組織への随意契約による指定管理を考えています。

Q35 各財政的支援の交付にはどのような手続きが必要でしょうか。

A35 それぞれの交付を受けようとする地域自治組織は、別に設ける要綱に基づき、申請、変更、実績報告を行っていただきます。詳しくは交付要綱を確

認して下さい。

4 スケジュール

Q36 地域自治組織設立に向けたスケジュールはどのように設定していますか。

A36 これまでの取組により、4 地区において地域自治組織が設立、認定を受け、活動を行っており、その他の地区についても地域自治組織の設立に向けての話し合いや事業に取り組んでいただいています。（平成 29 年 3 月末現在）

今回、地域自治組織設立後の市の支援を一部改訂し、より組織の考えに基づいた自主的な判断を尊重し、主体的な活動を支援できるようにするとともに、将来的に地区振興センターを廃止し、館の機能を公民館単独とすることにより、行政として責任をもって社会教育を推進し、強化する体制の構築を図りました。

将来的に地域自治組織と公民館が両輪となって、協働して地域課題の解決や担い手育成などひとつづくりを進めてまいります。

前述のとおり、20地区で20通りの地域自治組織の立ち上げを目指し、各地区内での話し合いを尊重しつつ、最終的に全ての地区において地域自治組織が主体的、かつ自立した活動ができるよう、市としても取り組みを進めてまいります。（ガイドブック 27 ページ記載）

Q37 地域自治組織設立には時間がかかると思うのですが、目標年度に達成できなかった場合はどうなるのですか。

A37 設立年度については、目標年度を定めておりますが、これは絶対的な目標ではありません。地区の実情や歩みに応じて柔軟な対応をしていきます。

地域の活性化は市の重要な責務であります。地区の疲弊は、市全体の疲弊につながります。地域自治組織設立の有無に関わらず、市として責任をもって地域支援を行ってまいります。

益田市民憲章

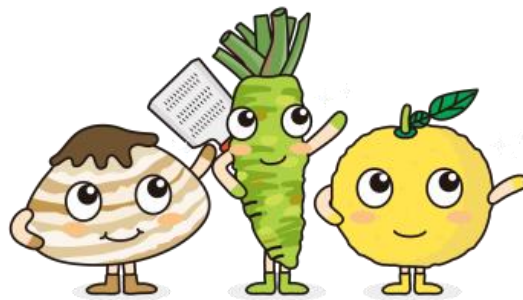
平成 18 年 11 月 1 日制定

前文

私たちは、自ら話し合い、きまりをつくり、一人ひとりがみんなと協力し、思いやりをもって行動し、人と人とのつながりを大切にするることにより、私たちの住む地域を明るく安心して暮らせる地域とするために、この憲章を定めます。

1. 平和で明るいまちをつくりましょう。
 1. 一人ひとりを大切にし、すべての人の幸せをもとめ思いやりのあるまちをつくりましょう。
 1. 地域の歴史と文化に親しみ、心豊かなまちをつくりましょう。
 1. 心身ともに健康で、笑顔あふれるいきいきとしたまちをつくりましょう。
 1. 自然を大切にし、環境にやさしいまちをつくりましょう。
-

ますだ暮らしキャラクター



ぐりお わさまる ゆずりん

発	行
改	訂

平成 27 年 3 月

平成 29 年 6 月

益田市政策企画局人口拡大課

〒698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号

TEL 0856-31-0600 / FAX 0856-23-2456

E-Mail : jinkokakudai@city.masuda.lg.jp